

青森県報

号外第十七号

令和七年
三月二十八日
(金曜日)

目次

○青森県再生可能エネルギー共生税条例……………	(税 務 課) ……
○青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する 条例……………	(環 境 政 策 課) ……
○刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例……………	(総 務 文 書 課) ……
○青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する 条例……………	(人 事 課) ……
○青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……
○職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例……………	(同) ……
○特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	(同) ……
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……
○職員の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する 条例……………	(同) ……
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……
○青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	(市 町 村 課) ……
○青森県立三沢航空科学館条例の一部を改正する条例……………	(地 域 交 通 ・ 連 携 課) ……
○青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する 条例……………	(こ ど も み ら い 課) ……

○青森県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例……………	(同) ……
○水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定 める条例の一部を改正する条例……………	(環 境 保 全 課) ……
○青森県白神山地ビジターセンター条例の一部を改正する条 例……………	(自 然 保 護 課) ……
○青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例の一部 を改正する条例……………	(保 健 衛 生 課) ……
○青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改 正する条例……………	(高 齢 福 祉 保 険 課) ……
○青森県水族館条例の一部を改正する条例……………	(観 光 政 策 課) ……
○青森空港条例の一部を改正する条例……………	(港 湾 空 港 課) ……
○青森県水道法施行条例の一部を改正する条例……………	(都 市 計 画 課) ……
○青森県都市公園条例の一部を改正する条例……………	(同) ……
○青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する 条例……………	(建 築 住 宅 課) ……
○青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等 に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……
○青森県宅地建物取引業法関係手数料の徴収等に関する条例 の一部を改正する条例……………	(同) ……
○青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例 の一部を改正する条例……………	(同) ……
○青森県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(同) ……
○青森県営住宅条例の一部を改正する条例……………	(同) ……
○青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………	(同) ……
○青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一 部を改正する条例……………	(病 院 局 運 営 部) ……
○義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例 の一部を改正する条例……………	(職 員 福 利 課) ……
○青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………	(教 職 員 課) ……
○青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例……………	(文 化 財 保 護 課) ……

○青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正
する条例……………(交通規制課)……………三七

青森県再生可能エネルギー共生税条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第一号

青森県再生可能エネルギー共生税条例

(課税の根拠)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四条第三項の規定に基づき、この条例の定めるところにより、再生可能エネルギー共生税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 再生可能エネルギー発電施設 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例(令和七年三月青森県条例第二号。以下「共生条例」という。)第二条第一号に規定する再生可能エネルギー発電施設(その附属施設を除く。)であつてその事業の用に供しているものをいう。

二 総発電出力 再生可能エネルギー発電施設の再生可能エネルギー源ごとの出力の合計をいう。

(納税義務者等)

第三条 再生可能エネルギー共生税は、再生可能エネルギー発電施設に対し、その所有者に課する。ただし、次に掲げる再生可能エネルギー発電施設については、この限りでない。

一 国が所有する再生可能エネルギー発電施設

二 地方公共団体が所有する再生可能エネルギー発電施設

三 共生条例第八条第一項又は第二項の規定により定められた共生区域（以下「共生区域」という。）に設置された再生可能エネルギー発電施設（共生条例第十五条第一項の規定による認定を受けた再生可能エネルギー発電施設設置計画（同条第七項の規定により認定を受けたもの）とみなされるものを含む。）に係るものに限る。）

（課税標準）

第四条 再生可能エネルギー共生税の課税標準は、賦課期日現在における総発電出力（当該総発電出力に一キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた値）とする。

2 再生可能エネルギー発電施設が県の区域の内外にわたる場合における総発電出力は、当該再生可能エネルギー発電施設の県の区域内に所在する部分の設置面積の当該再生可能エネルギー発電施設の設置面積に対する割合を、前項の総発電出力に乗じて得た値とする。

（税率）

第五条 再生可能エネルギー発電施設のうち太陽光に係るものに対して課する再生可能エネルギー共生税の税率は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 共生条例第七条第一項に規定する保護地域（以下この条において「保護地域」という。）に設置された施設 総発電出力一キロワットにつき四

百十円

二 共生条例第七条第一項に規定する保全地域（以下この条において「保全地域」という。）に設置された施設又は保全地域内に定められた共生区域に設置された施設であつてその設置の計画が共生条例第十五条第一項の規定による認定を受けていないもの 総発電出力一キロワットにつき四百十円

三 共生条例第七条第一項に規定する調整地域（以下この条において「調整地域」という。）に設置された施設又は調整地域内に定められた共生区域に設置された施設であつてその設置の計画が共生条例第十五条第一項の規定による認定を受けていないもの 総発電出力一キロワットにつき百十円

2 再生可能エネルギー発電施設のうち風力に係るものに対して課する再生可能エネルギー共生税の税率は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 保護地域に設置された施設 総発電出力一キロワットにつき千九百九十円

二 保全地域に設置された施設又は保全地域内に定められた共生区域に設置された施設であつてその設置の計画が共生条例第十五条第一項の規定による認定を受けていないもの 総発電出力一キロワットにつき千九百九十円

三 調整地域に設置された施設又は調整地域内に定められた共生区域に設置された施設であつてその設置の計画が共生条例第十五条第一項の規定による認定を受けていないもの 総発電出力一キロワットにつき三百円

3 再生可能エネルギー発電施設が保護地域、保全地域及び調整地域の二以上にわたる場合における第一項各号又は前項各号に掲げる税率を適用すべき総発電出力は、当該再生可能エネルギー発電施設の総発電出力をそれぞれの地域に設置される当該再生可能エネルギー発電施設の設置面積にあん分して算定した値とする。

（賦課期日）

第六条 再生可能エネルギー共生税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(納期)

第七条 再生可能エネルギー共生税の納期は、次のとおりとする。

第一期 四月十五日から同月三十日まで

第二期 七月十五日から同月三十一日まで

第三期 十二月十五日から同月二十五日まで

第四期 翌年二月十五日から同月末日まで

(徴収の方法)

第八条 再生可能エネルギー共生税の徴収については、普通徴収の方法による。

(賦課徴収に関する申告)

第九条 再生可能エネルギー発電施設(第三条各号に掲げるものを除く。)の所有者は、毎年一月一日現在における当該再生可能エネルギー発電施設について、その所在地、再生可能エネルギー源の種類、総発電出力その他再生可能エネルギー共生税の賦課徴収に必要な事項として規則で定める事項を記載した申告書にこれを証する書面を添付して、一月三十一日までに知事に提出しなければならない。ただし、当該年度の前年度に係る賦課期日における当該再生可能エネルギー発電施設の所有者が引き続き所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

(不申告に関する過料)

第十条 再生可能エネルギー発電施設(第三条各号に掲げるものを除く。)の所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の処分は、知事が定める。

(賦課徴収)

第十一条 再生可能エネルギー共生税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は青森県条例(昭和二十九年五月青森県条例

第三十六号)の定めるところによる。この場合において、同条例第四条第一項中「十 固定資産税」とあるのは、
「十 固定資産税

十一 再生可能エネルギー共生

税」とする。

(施行事項)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、地方税法第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二十七条の規定による公告をし、青森県環境影響評価条例(平成十一年十二月青森県条例第五十六号)第二十六条の規定による公告をし、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十八条第一項の規定による届出をし、設置の工事に着手し、又は設置の工事を完了した再生可能エネルギー発電施設については、この条例の規定は、適用しない。

3 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第二号

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する措置について必要な事項を定めることにより、本県の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 再生可能エネルギー発電施設 再生可能エネルギー源（太陽光又は風力に限る。以下同じ。）を電気に変換する施設（その全部が海域又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物に設置されるものを除く。）及びその附属施設であつて、太陽光に係るものにあつては出力が二千キロワット以上のもの、風力に係るものにあつては出力が五百キロワット以上のもの（増設により出力がこれらの出力以上となるものを含む。）をいう。

- 二 再生可能エネルギー発電施設の設置 再生可能エネルギー発電施設の新設及び増設（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 自然・地域と再生可能エネルギーとの共生は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 健全で恵み豊かな自然環境、景観、歴史・文化等が県民の共通の財産であることに鑑み、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これらを良好な状態で未来に継承していくこと。

二 再生可能エネルギーの利用が、地球温暖化の防止に資するとともに、地域の活性化その他地域社会の健全な発展にも寄与することに鑑み、自然・地域との共生を前提として、その円滑な導入が促進されるものであること。

三 県、市町村、事業者及び県民が相互に理解し、協力すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める自然・地域と再生可能エネルギーとの共生についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する総合的な施策を策定し、及び市町村の協力を得てこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、再生可能エネルギー発電事業の実施に当たって地域の自然環境、景観、歴史・文化等と共生が図られるよう必要な措置を講ずるとともに、市町村及び地域の住民等との良好な関係を構築するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、この条例その他の再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令を遵守するとともに、県が行う地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、県が行う地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(地域区分)

第七条 知事は、保護地域、保全地域及び調整地域を定めるものとする。

2 保護地域は、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護すべき地域とする。

3 保全地域は、再生可能エネルギー発電施設の設置が当該地域に重大な影響を及ぼすことなく、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全すべき地域とする。

4 調整地域は、再生可能エネルギー発電施設の設置が当該地域に及ぼす影響を考慮し、自然環境、景観、歴史・文化等との調整をすべき地域とする。

5 知事は、第一項の規定により、保護地域、保全地域又は調整地域を定めるときは、あらかじめ、これを告示しなければならない。保護地域、保全地域又は調整地域を変更するときも、同様とする。

(共生区域)

第八条 知事は、市町村の申出に基づき、保全地域又は調整地域内の次に掲げる区域のうち、地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設とが共生することができるものと認められるものを共生区域として定めることができる。

一 地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設とが共生することができるものとして市町村が定めた区域

二 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第五項第二号の区域

三 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第五条第二項第二号

の区域

2 知事は、前項の規定にかかわらず、保全地域又は調整地域内の地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設とが共生することができる区域を共生区域として定めることができる。

3 知事は、前二項の規定により共生区域を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。ただし、当該関係市町村が第一項の規定による申出を行った市町村である場合は、この限りでない。

4 知事は、第一項又は第二項の規定により共生区域を定めようとするときは、あらかじめ、青森県環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、第一項又は第二項の規定により共生区域を定めるときは、あらかじめ、これを告示しなければならない。

6 前各項の規定は、共生区域の変更について準用する。

(意見交換会の開催等)

第九条 再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、規則で定めるところにより、当該再生可能エネルギー発電施設の設置の場所の周辺地域の住民等と当該再生可能エネルギー発電施設に関する意見の交換会

(以下「意見交換会」という。)を開催しなければならない。

一 当該再生可能エネルギー発電施設の設置が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合であつて、同法第三条の三第一項(同法第三条の十第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定により計画段階環境配慮書を作成するとき 当該計画段階環境配慮書の公表の日前で規則で定める日

二 当該再生可能エネルギー発電施設の設置が環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合であつて、同法第三条の三第一項(同法第三条の十第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定による計画段階環境配慮書の作成をしないとき 同法第七条の規定

による公告の日前で規則で定める日

三 当該再生可能エネルギー発電施設の設置が青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合 同条例第七条の規定による公告の前で規則で定める日

四 前三号に掲げる場合以外の場合 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十八条第一項の規定による届出の前で規則で定める日

2 再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者は、規則で定めるところにより、意見交換会の開催を予定する日の三十日前までに知事に届け出るとともに、その概要を公表し、かつ、当該再生可能エネルギー発電施設の設置が予定されている市町村に通知しなければならない。

3 再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者は、意見交換会を開催したときは、その開催後三十日以内に、規則で定めるところにより、意見交換会の開催状況を知事に報告するとともに、当該再生可能エネルギー発電施設の設置が予定されている市町村に通知しなければならない。

（再生可能エネルギー発電施設設置計画案の届出）

第十条 再生可能エネルギー発電施設の設置（当該再生可能エネルギー発電施設の設置が環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業又は青森県環境影響評価条例第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合に限る。以下この条から第十二条までにおいて同じ。）をしようとする者は、前条第三項の規定による報告後規則で定める日までに、次に掲げる事項を記載した再生可能エネルギー発電施設の設置に関する計画案（以下「再生可能エネルギー発電施設設置計画案」という。）を知事に届け出るとともに、その概要を公表し、かつ、当該再生可能エネルギー発電施設の設置が予定されている市町村に当該再生可能エネルギー発電施設設置計画案を送付しなければならない。

一 再生可能エネルギー発電施設の設置の計画の概要

二 再生可能エネルギー発電施設の設置に係る関係法令の規定の遵守に関する事項

三 再生可能エネルギー発電施設の設置をする場所についての所有権その他の使用の権原の取得に関する事項

四 再生可能エネルギー発電施設の設置のための工事の概要

五 再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者の関係者に関する事項

六 再生可能エネルギー発電施設の設置が地域の自然環境、景観、歴史・文化等に対して及ぼし得る影響及びその予防措置の内容

七 再生可能エネルギー発電施設の設置に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項

八 その他規則で定める事項

(再生可能エネルギー発電施設設置計画案についての知事の意見)

第十一条 知事は、前条の規定による届出があつたときは、規則で定める期間内に、再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者に対し、再生可能エネルギー発電施設設置計画案について、地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設との共生を図る見地からの意見を述べなければならない。

2 前項の場合において、知事は、再生可能エネルギー発電施設設置計画案について、当該再生可能エネルギー発電施設の設置が予定されている市町村に対し、地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設との共生を図る見地からの意見を求めなければならない。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該市町村の意見を勘案しなければならない。

4 知事は、第一項の規定により意見を述べたときは、当該意見の内容を当該再生可能エネルギー発電施設の設置が予定されている市町村に通知するとともに、当該意見の内容を公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第十二条 再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者は、電気事業法第四十八条第一項の規定による届出の日前で規則で定める日までに、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電施設の設置の場所の周辺地域の住民等に対し、当該再生可能エネルギー発電施設の設置に関する説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。

2 再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者は、規則で定めるところにより、説明会の開催を予定する日の三十日前までに知事に届け出るとともに、その概要を公表し、かつ、当該再生可能エネルギー発電施設の設置が予定されている市町村に通知しなければならない。

3 再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者は、説明会を開催したときは、その開催後三十日以内に、規則で定めるところにより、説明会の開催状況を知事に報告するとともに、当該再生可能エネルギー発電施設の設置が予定されている市町村に通知しなければならない。

(適用除外)

第十三条 第九条から前条までの規定は、共生区域において再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする場合（再生可能エネルギー源を電気に変換する施設の全部の設置をしようとする場合に限る。）については適用しない。この場合において、当該再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(再生可能エネルギー発電施設の設置の廃止等)

第十四条 再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者は、第九条第二項の規定による公表を行ってから第十五条第一項の規定による認定の申請をする日前までの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事にその旨を届け出るとともに、その旨を公表し、かつ、当該再生可能エネルギー発電施設の設置が予定されている市町村に通知しなければならない。

一 当該再生可能エネルギー発電施設の設置をしないこととしたとき。

二 当該再生可能エネルギー発電施設の設置を他の者に引き継いだとき。

三 その他規則で定めるとき。

2 前項第二号の場合において、第十五条第一項の規定による認定の申請をする日前までの間に当該引継ぎ前の再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者が行ったこの条例の規定による手続は新たに再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者となった者が行ったものとみなし、

当該引継ぎ前の再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者について行われたこの条例の規定による手続は新たに再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者となつた者について行われたものとみなす。

(再生可能エネルギー発電施設設置計画の認定)

第十五条 再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者は、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する計画(以下「再生可能エネルギー発電施設設置計画」という。)を作成し、知事の認定を受けなければならない。

2 再生可能エネルギー発電施設設置計画には、第十条各号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者は、第一項の規定による認定の申請をしたときは、当該申請に係る再生可能エネルギー発電施設設置計画の概要を公表しなければならない。

4 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る再生可能エネルギー発電施設設置計画が、次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再生可能エネルギー発電施設(再生可能エネルギー源を電気に変換する施設に限る。)が、調整地域又は共生区域内にあること。

二 再生可能エネルギー発電施設設置計画の内容が、地域の自然環境、景観、歴史・文化等及び地域社会との共生が図られるものであること。

三 再生可能エネルギー発電施設設置計画が確実に実施されると見込まれること。

四 申請者がこの条例に違反していないこと。

5 知事は、前項の規定にかかわらず、保護地域又は保全地域を含む再生可能エネルギー発電施設設置計画(再生可能エネルギー源を電気に変換する施設に係る部分に限る。)の内容について、国が再生可能エネルギー発電施設の設置をする場合その他の公益上やむを得ないと認められる場合は、

第一項の規定による認定をすることができる。

6 知事は、第一項の規定による認定をするときは、再生可能エネルギー発電施設の設置が予定されている市町村に対し、地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設との共生を図る見地からの意見を求めるとともに、青森県環境審議会の意見を聴かなければならない。

7 共生区域において再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者が、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の二第三項の認定又は農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第七条第三項の認定を受けた場合において、規則で定めるところにより、知事に届け出たときは、第一項の認定を受けたものとみなす。

8 知事は、第一項の規定による認定をしたとき（前項の規定により認定を受けたものとみなされるときを含む。）は、その旨を公表しなければならない。

（地位の承継）

第十六条 第十五条第一項の規定を受けた者の一般承継人又は当該認定を受けた者から当該認定に係る再生可能エネルギー発電施設設置計画に係る再生可能エネルギー発電施設の設置をする場所の所有権その他の当該再生可能エネルギー発電施設の設置に必要な権原を取得した者は、知事の承認を受けて、当該認定を受けた者が有していた再生可能エネルギー発電施設設置計画の認定に基づく地位を承継することができる。

（認定を受けた再生可能エネルギー発電施設設置計画の変更及び廃止の届出）

第十七条 第十五条第一項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る再生可能エネルギー発電施設設置計画のうち規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第十五条第一項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る再生可能エネルギー発電施設設置計画を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（再生可能エネルギー発電施設の設置の届出）

第十八条 第十五条第一項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る再生可能エネルギー発電施設の設置をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第十九条 知事は、第十五条第一項の規定による認定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該認定を受けたことが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

第二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者、再生可能エネルギー発電施設の設置をした者その他の関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者、再生可能エネルギー発電施設の設置をした者その他の関係者の事業所、事務所若しくは再生可能エネルギー発電施設の設置をする場所に立ち入り、帳簿、書類、再生可能エネルギー発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第二十一条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者又は再生可能エネルギー発電施設の設置をした者に対して、助言、指導及び勧告をすることができる。

(公表)

第二十二条 知事は、第九条第一項、第十条、第十二条第一項、第十五条第一項、第十七条及び第十八条の規定に違反している再生可能エネルギー発

電施設の設置をしようとする者又は再生可能エネルギー発電施設の設置をした者に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならぬ。

(過料)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第十五条第一項の規定に違反して、知事の認定を受けないで再生可能エネルギー発電施設の設置をした者

二 偽りその他不正の手段により第十五条第一項の規定による認定を受けた者

三 第二十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(市町村の条例との調整)

第二十四条 市町村がこの条例と同じ目的の条例を制定した場合において、当該条例の適用により地域と再生可能エネルギー発電事業との共生を図る上で支障が生ずるおそれがない地域として規則で定める地域におけるこの条例の規定の適用については、規則で定めるものとする。

(施行事項)

第二十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

1 この条例は、令和七年七月一日から施行する。

2 第九条から第二十三条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、環境影響評価法第二十七条の規定による公告をし、青森県環境影響評価条例第二十六条の規定による公告をし、電気事業法第四十八条第一項の規定による届出をし、設置の工事に着手し、又は設置の工事を完了した再生可能エネルギー発電施設については、適用しない。

3 第九条から第十一条までの規定は、施行日前において、環境影響評価法第三条の四第一項（同法第三条の十第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による公表をし、同法第七条の規定による公告をし、又は青森県環境影響評価条例第七条の規定による公告をした再生可能エネルギー発電施設については、適用しない。

4 この条例の施行の際現に第八条第一項第二号又は第三号の区域として定められている区域については、第八条第一項の規定により定められた共生区域とみなす。

刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三号

刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第一条 常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和三十五年三月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(青森県情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- 一 青森県情報公開・個人情報保護審査会条例(平成二十一年十二月青森県条例第九十号)第十四条
- 二 青森県個人情報保護の保護に関する条例(令和五年三月青森県条例第三号)附則第七項及び第八項
- 三 青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第十三条第一項から第三項まで
- 四 青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第三十条第一項及び第二項
- 五 青森県自然環境保全条例(昭和四十八年七月青森県条例第三十一号)第四十三條及び第四十四條
- 六 青森県立自然公園条例(昭和三十六年十月青森県条例第五十八号)第六十條及び第六十一條
- 七 青森県りんご黒星病及びりんごふらん病まん延防止条例(昭和四十七年十月青森県条例第四十一号)第十条第一項
- 八 青森県屋外広告物条例(昭和五十年十二月青森県条例第四十五号)第四十六條
- 九 青森県迷惑行為防止条例(平成十三年三月青森県条例第五号)第九條及び第十條第二項
- 十 青森県暴力団排除条例(平成二十三年三月青森県条例第九号)第二十五條
- 十一 青森県拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例(平成十一年十二月青森県条例第五十八号)第九條第一項

(青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例等の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- 一 青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例(平成二十七年三月青森県条例第一号)第四条第十四号イ

(2)

二 青森県砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例（平成十五年三月青森県条例第八号）第十五条

三 青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第一項第一号

（青森県公害防止条例の一部改正）

第四条 青森県公害防止条例（昭和四十七年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（青森県心身障がい者扶養共済制度条例の一部改正）

第五条 青森県心身障がい者扶養共済制度条例（昭和四十五年三月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「懲役又は禁錮^ニの刑」を「拘禁刑」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第六条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは

廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六

十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（有期

のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この

項において同じ。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第七条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四号

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例

青森県地域県民局及び行政機関設置条例(昭和三十六年一月青森県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県行政機関設置条例

第一条中「条例は、」の下に「知事の事務部局に属する」を加え、「第百五十五条第一項及び第二項並びに」及び「及び第二項の規定に基づき、地域県民局及び知事の事務部局に属する同条第一項」を削る。

第十一条を第十五条とする。

第十条中「地域県民局及び」を削り、同条を第十四条とする。

第九条第一項の表三八地域県民局地域農林水産部八戸家畜保健衛生所の項中「三八地域県民局地域農林水産部八戸家畜保健衛生所」を「青森県三八農林水産事務所八戸家畜保健衛生所」に改め、同表上北地域県民局地域農林水産部中央家畜保健衛生所の項中「上北地域県民局地域農林水産部中央家畜保健衛生所」を「青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所」に改め、同表下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所の項中「下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所」を「青森県下北農林水産事務所むつ家畜保健衛生所」に改め、同表西北地域県民局地域農林水産部つがる広域家畜保健衛生所の項中「西北地域県民局地域農林水産部つがる広域家畜保健衛生所」を「青森県西北農林水産事務所つがる広域家畜保健衛生所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(県土整備事務所)

第十三条 県土の整備に関する事務を分掌させるため、県土整備事務所を設置する。

2 県土整備事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
青森県東青県土整備事務所	青森市	青森市、東津軽郡

青森県中南県土整備事務所	弘前市	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
青森県三八県土整備事務所	八戸市	八戸市、三戸郡
青森県西北県土整備事務所	五所川原市	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
青森県上北県土整備事務所	十和田市	十和田市、三沢市、上北郡
青森県下北県土整備事務所	むつ市	むつ市、下北郡

3 県土の整備に関する事務の区域が二以上の県土整備事務所の所管区域にわたるときは、知事が当該事務を分掌する県土整備事務所を指定することができる。

第八条を第十一条とする。

第七条を削る。

第六条第一項の表東地方福祉事務所の項中「東地方福祉事務所」を「青森県中央福祉事務所」に改め、同表中南地方福祉事務所の項中「中南地方福祉事務所」を「青森県中南福祉事務所」に改め、同表三戸地方福祉事務所の項中「三戸地方福祉事務所」を「青森県三戸福祉事務所」に改め、同表西
北地方福祉事務所の項中「西北地方福祉事務所」を「青森県西北福祉事務所」に改め、同表下北地方福祉事務所の項中「下北地方福祉事務所」を「青
森県下北福祉事務所」に改め、同表上北地方福祉事務所の項中「上北地方福祉事務所」を「青森県上北福祉事務所」に改め、同条第三項の表東地方福
祉事務所の項中「東地方福祉事務所」を「青森県中央福祉事務所」に改め、同表中南地方福祉事務所の項中「中南地方福祉事務所」を「青森県中南福
祉事務所」に改め、同表三戸地方福祉事務所の項中「三戸地方福祉事務所」を「青森県三戸福祉事務所」に改め、同表西北地方福祉事務所の項中「西
北地方福祉事務所」を「青森県西北福祉事務所」に改め、同表下北地方福祉事務所の項中「下北地方福祉事務所」を「青森県下北福祉事務所」に改め、

同表上北地方福祉事務所の項中「上北地方福祉事務所」を「青森県上北福祉事務所」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、障害児福祉手当に関する事務、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事務その他知事が別に定める事務については、県内全域を青森県中央福祉事務所の所管区域とする。

第六条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(農林水産事務所)

第十条 農林水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌させるため、農林水産事務所を設置する。

2 農林水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
青森県東青農林水産事務所	青森市	青森市、東津軽郡
青森県中南農林水産事務所	弘前市	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
青森県三八農林水産事務所	八戸市	八戸市、三戸郡
青森県西北農林水産事務所	五所川原市	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
青森県上北農林水産事務所	十和田市	十和田市、三沢市、上北郡
青森県下北農林水産事務所	むつ市	むつ市、下北郡

3 前項の規定にかかわらず、水産業に関する事務に関する農林水産事務所の所管区域は、次のとおりとする。

農林水産事務所名	所管区域
農林水産事務所名	所管区域

6 青森県東青農林水産事務所、青森県三八農林水産事務所、青森県西北農林水産事務所及び青森県下北農林水産事務所は、第一項及び第四項に規定

農林水産事務所名	所	管	区	域
青森県三八農林水産事務所	八戸市、三戸郡			
青森県西北農林水産事務所	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡			
青森県上北農林水産事務所	十和田市、三沢市、上北郡			
青森県下北農林水産事務所	むつ市、下北郡			

4 青森県三八農林水産事務所、青森県西北農林水産事務所、青森県上北農林水産事務所及び青森県下北農林水産事務所は、第一項に規定する事務のほか、畜産業及び家畜衛生に関する事務を分掌する。

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、畜産業及び家畜衛生に関する事務に関する農林水産事務所の所管区域は、次のとおりとする。

青森県東青農林水産事務所	青森市、東津軽郡、野辺地町
青森県中南農林水産事務所	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
青森県三八農林水産事務所	八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、東北町、おいらせ町
青森県西北農林水産事務所	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
青森県上北農林水産事務所	七戸町、六戸町
青森県下北農林水産事務所	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村

する事務のほか、漁港に関する事務を分掌する。

7 第二項、第三項及び第五項の規定にかかわらず、漁港に関する事務に関する農林水産事務所の所管区域は、次のとおりとする。

農林水産事務所名	所 管 区 域
青森県東青農林水産事務所	青森市、東津軽郡、野辺地町
青森県三八農林水産事務所	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町
青森県西北農林水産事務所	五所川原市、つがる市、西津軽郡、中泊町
青森県下北農林水産事務所	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村

8 農林水産業及び自然環境の保全に関する事務の区域が二以上の農林水産事務所の所管区域にわたるときは、知事が当該事務を分掌する農林水産事務所を指定することができる。

第五条を第八条とし、第四条を第七条とする。

第三条の表東地方保健所の項中「東地方保健所」を「青森県東津軽保健所」に改め、同表弘前保健所の項中「弘前保健所」を「青森県中南保健所」に改め、同表三戸地方保健所の項中「三戸地方保健所」を「青森県三戸保健所」に改め、同表五所川原保健所の項中「五所川原保健所」を「青森県西
北保健所」に改め、同表上十三保健所の項中「上十三保健所」を「青森県上北保健所」に改め、同表むつ保健所の項中「むつ保健所」を「青森県下北保健所」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定によるもののほか、保健、医療及び公衆衛生に関する事務に関する保健所の所管区域は、次のとおりとする。

保 健 所 名	所 管 区 域

青森県東津軽保健所	青森市、東津軽郡
青森県中南保健所	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町
青森県三戸保健所	八戸市、三戸郡、おいらせ町
青森県西北保健所	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く。）
青森県上北保健所	十和田市、三沢市、上北郡（おいらせ町を除く。）
青森県下北保健所	むつ市、下北郡

第三条を第六条とする。

第二条の見出しを「（県税事務所）」に改め、同条第一項中「知事の権限に属する」を「県税に関する」に、「地域県民局」を「県税事務所」に改め、同条第二項中「地域県民局の」を「県税事務所の」に改め、同項の表東青地域県民局の項中「東青地域県民局」を「青森県中央県税事務所」に改め、同表中南地域県民局の項中「中南地域県民局」を「青森県中南県税事務所」に改め、同表三八地域県民局の項中「三八地域県民局」を「青森県三八地域県民局」に改め、同表西北地域県民局の項中「西北地域県民局」を「青森県西北県税事務所」に改め、同表上北地域県民局の項中「上北地域県民局」を「青森県上北県税事務所」に改め、同表下北地域県民局の項中「下北地域県民局」を「青森県下北県税事務所」に改め、同条第三項中「東青地域県民局」を「青森県中央県税事務所」に改め、同条第四項から第十項までを削り、同条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（児童相談所）

第四条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条第一項の規定による児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
----	----	------

青森県中央児童相談所	青森市	青森市、東津軽郡
青森県中南児童相談所	弘前市	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町
青森県三八児童相談所	八戸市	八戸市、三戸郡、おいらせ町
青森県西北児童相談所	五所川原市	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く。）
青森県下北児童相談所	むつ市	むつ市、下北郡
青森県上北児童相談所	上北郡七戸町	十和田市、三沢市、上北郡（おいらせ町を除く。）

（環境管理事務所）

第五条 公害の防止その他の環境の保全に関する事務を分掌させるため、環境管理事務所を設置する。

2 環境管理事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
青森県青森環境管理事務所	青森市	青森市、東津軽郡、野辺地町、横浜町、六ヶ所村
青森県弘前環境管理事務所	弘前市	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
青森県八戸環境管理事務所	八戸市	八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町
青森県むつ環境管理事務所	むつ市	むつ市、下北郡

第一条の次に次の一条を加える。

(地域連携事務所)

- 第二条 地域づくり、地域交通及び県民生活の向上その他地域等と連携して行う地域振興に関する事務を分掌させるため、地域連携事務所を設置する。
- 2 地域連携事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
青森県東青地域連携事務所	青森市	青森市、東津軽郡
青森県中南地域連携事務所	弘前市	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
青森県三八地域連携事務所	八戸市	八戸市、三戸郡
青森県西北地域連携事務所	五所川原市	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
青森県上北地域連携事務所	十和田市	十和田市、三沢市、上北郡
青森県下北地域連携事務所	むつ市	むつ市、下北郡

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、地域県民局長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為は、施行日以後において、当該行為に係る事務を分掌し、及び当該行為に係る区域を所管区域とする行政機関の長が行った行政処分その他

の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

3 施行日前において、次の表の上欄に掲げる行政機関の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為は、それぞれ

同表の下欄に掲げる行政機関の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

東地方保健所	青森県東津軽保健所
弘前保健所	青森県中南保健所
三戸地方保健所	青森県三戸保健所
五所川原保健所	青森県西北保健所
上十三保健所	青森県上北保健所
むつ保健所	青森県下北保健所
東地方福祉事務所	青森県中央福祉事務所
中南地方福祉事務所	青森県中南福祉事務所
三戸地方福祉事務所	青森県三戸福祉事務所
西北地方福祉事務所	青森県西北福祉事務所
下北地方福祉事務所	青森県下北福祉事務所
上北地方福祉事務所	青森県上北福祉事務所
青森県弘前児童相談所	青森県中南児童相談所

青森県八戸児童相談所	青森県三八児童相談所
青森県五所川原児童相談所	青森県西北児童相談所
青森県むつ児童相談所	青森県下北児童相談所
青森県七戸児童相談所	青森県上北児童相談所
三八地域県民局地域農林水産部八戸家畜保健衛生所	青森県三八農林水産事務所八戸家畜保健衛生所
上北地域県民局地域農林水産部中央家畜保健衛生所	青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所
下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所	青森県下北農林水産事務所むつ家畜保健衛生所
西北地域県民局地域農林水産部つがる広域家畜保健衛生所	青森県西北農林水産事務所つがる広域家畜保健衛生所

(青森県県税条例の一部改正)

4 青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「地域県民局長」を「県税事務所の長」に、「地域県民局長」を「県税事務所に改める。

第三条中「地域県民局長」を「県税事務所に改める。

第三条の二第一項中「地域県民局長」を「県税事務所に改め、同条第二項中「青森県地域県民局及び行政機関設置条例」を「青森県行政機関設置条例」に、「第二条第二項」を「第三条第二項」に改める。

第六条第一項中「地域県民局」を「県税事務所」に改める。

第十三条中「地域県民局長」を「県税事務所に改める。

第三十四条中「地域県民局」を「県税事務所」に改める。

(青森県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

5 青森県県税条例等の一部を改正する条例(令和五年七月青森県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち青森県県税条例第三十四条の改正規定中「地域県民局」を「県税事務所」に改める。

(青森県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う調整規定)

6 青森県県税条例等の一部を改正する条例第二条中青森県県税条例第三十四条の改正規定の施行の日が施行日前である場合には、前項の規定は、適用しない。

(青森県地域県民局、保健所及び衛生研究所使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

7 青森県地域県民局、保健所及び衛生研究所使用料及び手数料徴収条例(昭和五十一年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

題名並びに第一条、第二条及び第三条第二項中「地域県民局」を「環境管理事務所」に改める。

(青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例の一部改正)

8 青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例(平成十二年三月青森県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「青森県地域県民局、保健所及び衛生研究所使用料及び手数料徴収条例」を「青森県環境管理事務所、保健所及び衛生研究所使用料及び手数料徴収条例」に改める。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県条例第五号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「、温泉部会」を「温泉部会を、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例（令和七年三月青森県条例第二号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため共生部会」に改め、同条第二項中「温泉部会」の下に「及び共生部会」を加え、「その数は、十人」を「当該委員の数は、温泉部会にあつては十人以内、共生部会にあつては九人」に改め、同条第三項中「に部会長を置き、温泉部会」を「及び共生部会に部会長を置き、当該部会」に改め、同条第四項及び第五項中「温泉部会」を「当該部会」に改め、同条第六項中「温泉部会」の下に「及び共生部会」を加える。

青森県知事 宮 下 宗一郎

東 東 感 感 協 協 議 議 会 会	弘 弘 前 前 保 保 健 健 所 所 感 感 染 染 症 症 診 診 査 査 協 協 議 議 会 会	三 三 戸 戸 地 地 方 方 保 保 健 健 所 所 感 感 染 染 症 症 診 診 査 査 協 協 議 議 会 会	五 五 所 所 川 川 原 原 保 保 健 健 所 所 感 感 染 染 症 症 診 診 査 査 協 協 議 議 会 会
青 青 森 森 県 県 東 東 津 津 軽 軽 保 保 健 健 所 所 感 感 染 染 症 症 診 診 査 査 協 協 議 議 会 会	青 青 森 森 県 県 中 中 南 南 保 保 健 健 所 所 感 感 染 染 症 症 診 診 査 査 協 協 議 議 会 会	青 青 森 森 県 県 三 三 戸 戸 保 保 健 健 所 所 感 感 染 染 症 症 診 診 査 査 協 協 議 議 会 会	青 青 森 森 県 県 西 西 北 北 保 保 健 健 所 所 感 感 染 染 症 症 診 診 査 査 協 協 議 議 会 会

別表第二青森県固定資産評価審議会の項中「二年」を「三年」に改め、同表中

所感染症診査 協議会 上十三保健所 感染症診査協 議会 むつ保健所感 染症診査協議 会 東地方保健所 結核診査協議 会 弘前保健所結 核診査協議会 三戸地方保健 所結核診査協 議会 五所川原保健 所結核診査協 議会 上十三保健所 結核診査協議 会 むつ保健所結 核診査協議会	青森県東津軽 保健所結核診 査協議会 青森県中南保 健所結核診査 協議会 青森県三戸保 健所結核診査 協議会 青森県西北保 健所結核診査 協議会 青森県上北保 健所結核診査 協議会 青森県下北保 健所結核診査 協議会
--	---

を

青森県東津軽 保健所結核診 査協議会 青森県中南保 健所結核診査 協議会 青森県三戸保 健所結核診査 協議会 青森県西北保 健所結核診査 協議会 青森県上北保 健所結核診査 協議会 青森県下北保 健所結核診査 協議会	青森県上北保 健所感染症診 査協議会 青森県下北保 健所感染症診 査協議会
---	--

に改め、同表青森県建

建築審査会の項中「建築主事」の下に「、建築副主事」を加える。

附 則

1 この条例は、令和七年七月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（同表青森県固定資産評価審議会の項の改正規定に限る。）及び次項の規定は公布の日から、同表の改正規定（同表青森県固定資産評価審議会の項の改正規定を除く。）及び附則第三項の規定は同年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に青森県固定資産評価審議会の委員である者の任期については、改正後の青森県附属機関に関する条例別表第二青森県固定資産評価審議会の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正前の青森県附属機関に関する条例別表第二に規定する次の表の上欄に掲げる附属機関及び当該委員は、改正後の青森県附属機関に関する条例別表第二に規定する次の表の下欄に掲げる附属機関及び当該委員となり、それぞれ同一性をもって存続するものとする。

東地方保健所感染症診査協議会	青森県東津軽保健所感染症診査協議会
弘前保健所感染症診査協議会	青森県中南保健所感染症診査協議会
三戸地方保健所感染症診査協議会	青森県三戸保健所感染症診査協議会
五所川原保健所感染症診査協議会	青森県西北保健所感染症診査協議会
上十三保健所感染症診査協議会	青森県上北保健所感染症診査協議会
むつ保健所感染症診査協議会	青森県下北保健所感染症診査協議会

協議会

東地方保健所結核診査協議会	青森県東津軽保健所結核診査協議会
弘前保健所結核診査協議会	青森県中南保健所結核診査協議会
三戸地方保健所結核診査協議会	青森県三戸保健所結核診査協議会
五所川原保健所結核診査協議会	青森県西北保健所結核診査協議会
上十三保健所結核診査協議会	青森県上北保健所結核診査協議会
むつ保健所結核診査協議会	青森県下北保健所結核診査協議会

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第六号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項中「職員（第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、その」を削り、「、当該職員が」を「当該職員が」に改め、「において同じ。」の下に「のある職員（第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子」を加え、同項第一号中「を養育する職員」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子

第八条の三第二項中「職員（第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、その」を削り、「、当該職員」を「当該職員」に、「を養育する」とあるのは、「を」とあるのは」に、「を介護する職員（第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、」を「」と、「当該子を養育する」とあるのは「」に改める。

第八条の四第二項及び第四項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第七号

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十九号を第九十号とし、第八十六号から第八十八号までを一号ずつ繰り下げ、第八十五号の次に次の一号を加える。

八十六 教育職員免許状再授与審査委員会

第五条中「第八十八号」を「第八十九号」に改める。

第十一条中「第一条第八十九号」を「第一条第九十号」に改める。

別表第二教科用図書選定審議会委員の項の次に次のように加える。

教育職員免許状再授与審査会委員	同	九、八〇〇円
-----------------	---	--------

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十九号を第九十号とし、第八十六号から第八十八号までを一号ずつ繰り下げ、第八十五号の次に次の一号を加える。

八十六 教育職員免許状再授与審査会委員

第三条第一項中「第八十八号」を「第八十九号」に改める。

第四条中「第一条第八十九号」を「第一条第九十号」に改める。

別表第三中「教科用図書選定審議会委員」を「教科用図書選定審議会委員
教育職員免許状再授与審査会委員」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第八号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「次項の」を「次項各号に掲げる」に、「行政職給料表」を「教育職給料表(一)」に、「七級以上」を「四級」に、「及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして」を「教育職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの、医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの、医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの及び同表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもののうち」に改め、同条第七項中「五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員(次号に掲げる職員を除く。)

二 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第七条の三第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、「第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内」を削り、同項第三号中「四万五千元」を「七万円」に改める。

第八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第三項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職九級以上職員等」という。)」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)」については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職八級職員等」という。)」及び「前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)」については一人につき二万円」を削り、同条第四項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第九条の二第二項第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の十二」を「百分の八」に改め、同項第五号中「百分の十」を「百分の四」に改め、同項第六号及び第七号を削る。

第九条の四第一項第一号中「除き、定年前再任用短時間勤務職員にあつては、第十条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る」を「除く」に改め、同項第二号中「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」を削り、「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第十条第一項第一号中「道路(以下)」の下に「この条において」を、「料金(以下)」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「相当する額(以下)」を「相当する額(次項及び第四項において)」に、「い

う。）。」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第三号中「（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千元を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額から五万五千元を減じた額の二分の一の額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を五万五千元に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「（第一号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）」に、「以下」を「第一号において」に、「前二項」を「前項」に、「運賃等相当額に人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額を加算した額を運賃等相当額とみなして前二項の規定により算出した」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十条中第四項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第十条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第十条の二第三項中「青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の適用を受ける者その他

の人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これを「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第十一条の二第一項中「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校」に改める。

第十一条の三第二項中「青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の下に「（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）」を加える。

第十四条中「及び第五条第一項」を、「第五条第一項（勤務時間条例第八条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第八条第二項」に改める。

第十六条の二第一項第一号中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項第二号中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「各号に定める額」の下に「（前項各号に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

第十九条の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九条の六第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第十九条の十一第二項中「から第九条まで、第十一条の二から第十一条の五まで及び第十八条」を「及び第八条」に改める。

第二十五条第二号中「第十条第九項」を「第十条第八項」に改める。

別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一（第三条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務級の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			

定年 再任用 短時間 勤務員 以外の 職員	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			

	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200						
	86	256,000	297,100	346,000	386,600							
	87	256,300	297,400	346,400	387,000							
	88	256,600	297,700	346,800	387,400							
	89	256,900	298,000	347,000	387,700							
	90	257,200	298,300	347,400	388,200							
	91	257,500	298,600	347,800	388,600							
	92	257,800	299,000	348,200	389,000							
	93	258,100	299,200	348,400	389,300							
	94		299,400	348,800								
	95		299,700	349,200								
	96		300,100	349,500								
	97		300,300	349,800								
	98		300,600	350,200								
	99		301,000	350,600								
	100		301,400	351,000								
	101		301,600	351,500								
	102		301,900	351,900								
	103		302,200	352,300								
	104		302,500	352,700								
	105		302,700	353,200								
	106		303,000	353,600								
	107		303,300	353,900								
	108		303,600	354,200								
	109		303,800	354,700								
	110		304,200									
	111		304,600									
	112		304,900									
	113		305,100									
	114		305,300									
	115		305,600									
	116		306,000									
	117		306,200									
	118		306,400									
	119		306,700									
	120		307,000									
	121		307,400									
	122		307,600									
	123		307,900									
	124		308,200									
	125		308,500									
定年 前再 任用 短時 勤務 職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000	円 528,700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十条から第二十条の三までの規定により給与を受ける職員及び附則第三項に規定する職員を除く。

別表第二（第三条関係）

警 察 職 給 料 表

職員の区分	職務級の	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	

年 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	
	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	
	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	
	52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	
	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	
	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	
	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	
	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100	
	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300	
	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600	
	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900	
	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100	
	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300	
	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600	
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900		
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200		
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400		
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700		
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000		
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300		
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500		
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800		
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100		
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400		
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600		
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100			
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400			
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600			
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800			
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100			
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400			
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600			
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800			
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100			
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400			
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600			

85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800
86	302,500	321,000	345,500	387,800	421,700	
87	303,200	322,000	347,000	388,400	422,100	
88	303,900	323,000	348,400	389,000	422,500	
89	304,600	324,000	349,700	389,300	422,800	
90	305,400	325,300	350,900	389,800	423,200	
91	306,200	326,500	352,100	390,300	423,600	
92	306,900	327,700	353,400	390,800	424,000	
93	307,400	328,900	354,700	391,200	424,300	
94	308,300	330,200	356,200	391,600		
95	309,200	331,400	357,700	392,100		
96	310,000	332,600	359,100	392,600		
97	310,800	333,800	360,400	393,000		
98	311,800	335,100	361,600	393,500		
99	312,700	336,300	362,700	394,000		
100	313,600	337,500	363,900	394,500		
101	314,500	338,900	365,000	394,800		
102	315,500	339,800	366,100	395,200		
103	316,500	340,800	367,200	395,700		
104	317,400	341,900	368,300	396,000		
105	318,200	343,000	369,500	396,300		
106	318,800	344,100	370,000	396,800		
107	319,400	345,100	370,600	397,300		
108	320,000	346,100	371,200	397,800		
109	320,500	347,300	371,800	398,100		
110	321,000	348,300	372,300	398,600		
111	321,400	349,300	372,700	399,100		
112	321,900	350,200	373,200	399,600		
113	322,700	351,100	373,600	399,900		
114	323,400	352,000	374,000	400,400		
115	324,100	353,000	374,500	400,900		
116	324,700	354,000	375,000	401,400		
117	325,300	355,000	375,400	401,800		
118	326,000	355,400	375,900	402,300		
119	326,700	356,000	376,500	402,700		
120	327,500	356,600	377,000	403,200		
121	328,100	356,900	377,200	403,600		
122	328,400	357,300	377,700			
123	328,900	357,700	378,200			
124	329,400	358,100	378,600			
125	329,700	358,500	379,100			
126		358,900	379,600			
127		359,300	380,100			
128		359,700	380,600			
129		360,100	380,900			
130		360,500	381,400			

	131		360,900	381,900						
	132		361,300	382,400						
	133		361,500	382,700						
	134		362,000	383,200						
	135		362,400	383,600						
	136		362,700	384,000						
	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある者に適用する。

別表第三（第三条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職 の 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給	料 月 額	給	料 月 額	給	料 月 額	給	料 月 額	給	料 月 額
			円		円		円		円		円
	1		218,800		276,000		319,200		365,600		408,500
	2		222,000		277,800		320,300		367,300		410,600
	3		225,200		279,500		321,400		369,000		412,700
	4		228,400		281,200		322,400		370,700		414,800
	5		231,600		282,900		323,400		372,200		416,800
	6		234,700		284,400		324,800		373,900		418,200
	7		237,800		285,800		326,400		375,600		419,600
	8		240,800		287,300		328,000		377,200		421,000
	9		243,800		288,800		329,900		378,800		422,400
	10		246,700		290,300		331,500		380,300		423,700
	11		249,500		291,700		333,100		381,800		425,000
	12		252,300		293,100		334,700		383,300		426,200
	13		255,100		294,500		336,400		384,800		427,400
	14		258,000		295,900		338,000		386,200		428,600
	15		260,800		297,300		339,600		387,500		429,800
	16		263,400		298,700		341,200		388,800		430,900
	17		266,000		300,100		342,700		390,300		431,900
	18		267,400		301,500		343,500		391,900		433,000
	19		268,800		302,800		344,300		393,500		434,100
	20		270,200		304,100		345,100		395,100		435,200
	21		271,600		305,400		345,900		396,700		436,200
	22		272,800		306,200		346,700		398,200		437,100
	23		274,000		307,000		347,500		399,600		438,000
	24		275,100		307,700		348,300		401,000		438,900
	25		276,200		308,400		349,100		402,400		439,800
	26		276,800		309,100		349,900		403,700		440,700
	27		277,300		309,800		350,700		404,900		441,600
	28		277,800		310,500		351,500		406,100		442,400
	29		278,300		311,200		352,200		407,300		442,800
	30		278,700		311,800		353,000		408,400		443,400
	31		279,100		312,400		353,800		409,400		444,000
	32		279,500		313,000		354,500		410,400		444,600
	33		279,900		313,600		355,200		410,900		445,100
	34		280,300		314,200		355,900		411,800		445,400
	35		280,700		314,800		356,600		412,700		445,900
	36		281,000		315,300		357,300		413,600		446,300
	37		281,300		315,800		358,000		414,500		446,600
	38		281,600		316,300		358,700		415,400		447,200

定年
前再
任用
短時
間勤
務員
以外
の職
員

39	281,900	316,800	359,300	416,300	447,800
40	282,200	317,200	360,000	417,200	448,400
41	282,500	317,600	360,800	418,000	449,000
42	282,800	318,000	361,600	418,900	449,700
43	283,100	318,400	362,300	419,800	450,300
44	283,400	318,800	363,000	420,500	450,900
45	283,700	319,200	363,700	420,700	451,200
46	284,000	319,600	364,500	421,100	451,900
47	284,300	320,000	365,300	421,500	452,600
48	284,600	320,400	366,100	421,800	453,300
49	284,900	320,800	366,900	422,100	453,700
50	285,200	321,200	367,900	422,300	454,000
51	285,500	321,600	368,800	422,700	454,300
52	285,700	321,900	369,500	423,100	454,500
53	285,900	322,200	370,100	423,400	454,700
54	286,200	322,500	371,000	423,900	454,900
55	286,500	322,800	371,900	424,500	455,200
56	286,700	323,100	372,700	425,000	455,500
57	286,900	323,400	373,200	425,600	455,700
58	287,200	323,700	373,600	426,200	456,000
59	287,500	324,000	373,900	426,700	456,300
60	287,700	324,200	374,200	427,200	456,500
61	287,900	324,400	374,500	427,800	456,700
62	288,200	324,700	374,900	428,300	
63	288,500	325,000	375,200	428,900	
64	288,700	325,200	375,500	429,500	
65	288,900	325,400	375,700	430,000	
66	289,100	325,700	376,000	430,600	
67	289,300	326,000	376,300	431,100	
68	289,600	326,200	376,600	431,700	
69	289,900	326,400	376,900	432,200	
70			377,100	432,700	
71			377,500	433,300	
72			377,800	433,900	
73			378,100	434,200	
74			378,600	434,800	
75			379,100	435,400	
76			379,500	435,900	
77			379,900	436,300	
78			380,300	436,800	
79			380,800	437,500	
80			381,300	438,200	
81			381,700	438,400	
82			382,200		
83			382,600		
84			383,000		

	85			383,500		
	86			384,000		
	87			384,500		
	88			385,000		
	89			385,300		
	90			385,700		
	91			386,000		
	92			386,400		
	93			386,900		
	94			387,200		
	95			387,700		
	96			388,100		
	97			388,700		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		225,100	255,100	284,900	326,200	355,100

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第三条関係）

教育職給料表

イ 教育職給料表(-)

職員 の区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	407,300	
	23	244,500	282,500	408,700	
	24	245,800	284,600	410,000	
	25	247,000	286,600	411,600	
	26	248,200	288,500	413,000	
	27	249,400	290,400	414,300	
	28	250,600	292,200	415,700	
	29	251,700	294,000	417,100	
	30	252,900	295,900	418,400	
	31	254,100	297,700	419,900	
	32	255,300	299,400	421,400	
	33	256,400	301,100	423,000	
	34	257,700	302,900	424,400	
	35	259,000	304,600	426,000	
	36	260,300	306,200	427,500	
	37	261,700	307,800	429,200	
	38	263,100	309,500	430,700	

定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員	39	264,400	311,300	432,300
	40	265,700	313,000	433,900
	41	267,000	314,300	435,400
	42	268,000	316,200	436,900
	43	269,000	318,000	438,100
	44	269,900	319,700	439,300
	45	270,600	321,400	440,500
	46	271,400	323,300	441,800
	47	272,200	325,000	443,000
	48	273,000	326,700	444,200
	49	273,800	328,400	445,300
	50	274,600	330,200	446,500
	51	275,300	332,000	447,700
	52	276,100	333,700	448,900
	53	276,900	335,400	450,100
	54	277,700	336,700	451,300
	55	278,500	338,000	452,500
	56	279,300	339,300	453,700
	57	280,000	340,800	454,800
	58	280,600	342,400	455,400
	59	281,400	343,900	455,900
	60	282,300	345,500	456,400
	61	283,100	347,000	456,900
	62	283,700	348,600	
	63	284,500	350,200	
	64	285,200	351,700	
	65	286,200	353,200	
	66	287,000	354,800	
	67	287,800	356,400	
	68	288,500	357,900	
	69	289,200	359,400	
	70	290,000	361,000	
	71	290,800	362,600	
	72	291,500	364,100	
	73	292,200	365,600	
	74	292,900	367,200	
	75	293,600	368,800	
	76	294,200	370,300	
	77	294,800	371,800	
78	295,500	373,200		
79	296,200	374,600		
80	296,800	375,900		
81	297,400	377,200		
82	298,100	378,600		
83	298,800	380,000		
84	299,500	381,300		

85	300,200	382,400
86	301,000	383,800
87	301,700	385,100
88	302,400	386,400
89	303,100	387,600
90	304,000	388,900
91	304,800	390,000
92	305,600	391,200
93	306,100	392,400
94	306,900	393,500
95	307,700	394,700
96	308,500	395,900
97	309,200	397,300
98	310,000	398,300
99	310,800	399,300
100	311,500	400,300
101	312,300	401,200
102	313,200	402,200
103	314,100	403,300
104	314,900	404,400
105	315,500	405,100
106	316,300	406,000
107	317,100	406,900
108	317,900	407,800
109	318,600	408,600
110	319,000	409,400
111	319,400	410,200
112	319,900	411,000
113	320,400	411,600
114	320,800	412,300
115	321,300	413,000
116	321,700	413,700
117	322,200	414,300
118	322,700	414,800
119	323,100	415,200
120	323,600	415,500
121	324,100	415,800
122	324,500	416,100
123	325,000	416,400
124	325,500	416,600
125	326,100	416,800
126	326,400	417,100
127	326,700	417,400
128	327,000	417,600
129	327,200	417,800
130	327,500	418,100

	131	327,800	418,400		
	132	328,000	418,600		
	133	328,200	418,800		
	134	328,400	419,100		
	135	328,600	419,400		
	136	328,900	419,600		
	137	329,200	419,800		
	138	329,400			
	139	329,700			
	140	330,000			
	141	330,200			
	142	330,400			
	143	330,700			
	144	330,900			
	145	331,200			
	146	331,400			
	147	331,700			
	148	332,000			
	149	332,200			
	150	332,400			
	151	332,700			
	152	333,000			
	153	333,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額
		円	円	円	円
		238,500	279,100	336,600	421,900

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 級の 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	199,900	220,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	376,000	
	23	244,500	259,500	377,200	
	24	245,800	260,800	378,300	
	25	247,000	262,100	379,400	
	26	248,100	264,000	380,600	
	27	249,200	265,800	381,800	
	28	250,300	267,600	382,900	
	29	251,500	269,300	384,000	
	30	252,800	271,500	385,200	
	31	254,000	273,700	386,400	
	32	255,200	275,900	387,500	
	33	256,300	278,100	388,600	
	34	257,500	280,300	389,800	
	35	258,700	282,500	391,000	
	36	259,900	284,600	392,200	
	37	261,100	286,600	393,400	
	38	262,300	288,500	394,700	
	39	263,500	290,400	395,900	
	40	264,700	292,200	397,100	
	41	265,900	294,000	398,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	42	267,000	295,900	399,600
	43	268,100	297,700	400,600
	44	269,200	299,400	401,700
	45	270,200	301,100	402,900
	46	271,000	302,900	404,100
	47	271,800	304,600	405,300
	48	272,600	306,200	406,500
	49	273,300	307,800	407,600
	50	274,100	309,500	408,600
	51	274,800	311,300	409,900
	52	275,500	313,000	411,100
	53	276,300	314,300	412,300
	54	277,100	316,200	413,400
	55	277,900	318,000	414,500
	56	278,600	319,700	415,600
	57	279,300	321,400	416,600
	58	280,100	323,300	417,800
	59	280,900	325,000	419,000
	60	281,600	326,700	420,200
	61	282,200	328,400	420,800
	62	282,900	330,200	421,600
	63	283,600	332,000	422,300
	64	284,200	333,700	422,800
	65	284,900	335,400	423,100
	66	285,600	336,700	423,400
	67	286,300	338,000	423,800
	68	287,000	339,300	424,200
	69	287,700	340,800	424,500
	70	288,500	342,300	424,900
	71	289,200	343,800	425,200
	72	289,900	345,300	425,500
	73	290,400	346,700	425,800
	74	291,100	348,200	426,200
	75	291,800	349,700	426,500
	76	292,400	351,200	426,800
	77	293,000	352,600	427,100
	78	293,700	354,100	427,400
	79	294,300	355,600	427,700
	80	294,900	357,100	427,900
	81	295,500	358,500	428,100
	82	296,100	359,800	
	83	296,700	361,100	
	84	297,300	362,300	
	85	297,800	363,500	
	86	298,300	364,700	
	87	298,800	365,900	

88	299,300	367,000
89	299,700	368,100
90	300,300	369,200
91	300,800	370,300
92	301,300	371,400
93	301,600	372,500
94	302,100	373,700
95	302,600	374,800
96	303,000	375,900
97	303,400	376,900
98	303,900	377,900
99	304,400	378,800
100	304,800	379,700
101	305,200	380,500
102	305,600	381,500
103	306,000	382,400
104	306,300	383,300
105	306,500	384,100
106	306,800	385,000
107	307,100	385,900
108	307,300	386,800
109	307,500	387,600
110	307,700	388,600
111	308,000	389,500
112	308,300	390,400
113	308,500	391,000
114	308,700	391,900
115	308,900	392,800
116	309,200	393,700
117	309,500	394,500
118	309,700	395,200
119	310,000	396,000
120	310,300	396,800
121	310,500	397,400
122	310,700	398,100
123	310,900	398,800
124	311,200	399,400
125	311,500	400,000
126		400,700
127		401,200
128		401,800
129		402,400
130		403,000
131		403,500
132		404,000
133		404,300

	134		404,600		
	135		404,900		
	136		405,200		
	137		405,500		
	138		405,800		
	139		406,100		
	140		406,400		
	141		406,700		
	142		407,000		
	143		407,300		
	144		407,600		
	145		407,800		
	146		408,100		
	147		408,400		
	148		408,600		
	149		408,800		
定年前再任用 短時間勤務職員		基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額
		円	円	円	円
		229,700	276,000	330,000	411,900

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第五（第三条関係）

研究職給料表

職員 の区 分	職 の 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	
	37	244,700	306,600	371,600	427,100	
	38	246,300	307,500	372,400	428,500	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

39	247,900	308,400	373,200	429,900
40	249,500	309,300	374,000	431,300
41	251,100	310,100	374,800	432,400
42	252,600	310,600	376,100	433,700
43	254,100	311,100	377,400	435,100
44	255,600	311,600	378,600	436,400
45	257,100	312,100	379,300	437,200
46	258,400	312,600	380,300	438,000
47	259,600	313,100	381,100	438,900
48	260,800	313,600	381,800	439,800
49	262,000	314,000	382,500	440,600
50	263,100	314,500	383,200	441,400
51	264,200	315,000	383,900	442,000
52	265,300	315,500	384,600	442,800
53	266,400	315,900	385,200	443,200
54	267,500	316,400	385,900	443,800
55	268,500	316,800	386,700	444,300
56	269,500	317,200	387,500	444,800
57	270,500	317,600	388,100	445,300
58	271,200	318,000	388,900	
59	271,800	318,400	389,600	
60	272,400	318,800	390,300	
61	273,000	319,200	390,900	
62	273,600	319,800	391,600	
63	274,200	320,400	392,300	
64	274,800	321,000	393,000	
65	275,400	321,500	393,700	
66	276,000	322,100	394,300	
67	276,600	322,700	394,900	
68	277,200	323,300	395,600	
69	277,800	323,800	396,300	
70	278,500	324,400	396,800	
71	279,200	325,000	397,400	
72	279,900	325,600	398,000	
73	280,500	326,100	398,500	
74	281,200	326,800	399,100	
75	281,900	327,500	399,700	
76	282,600	328,200	400,200	
77	283,200	328,900	400,700	
78	283,900	329,600	401,200	
79	284,600	330,300	401,700	
80	285,200	331,000	402,400	
81	285,800	331,700	402,800	
82	286,500	332,500		
83	287,200	333,200		
84	287,800	333,800		

	85	288,400	334,300			
	86	289,100	334,800			
	87	289,800	335,200			
	88	290,400	335,600			
	89	291,000	335,900			
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第六（第三条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表(-)

職員 の区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職

39	391,100	462,400	519,200
40	392,600	464,000	520,500
41	394,100	465,600	521,500
42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100
44	396,100	469,100	523,900
45	397,000	470,100	524,800
46	397,600	471,100	525,600
47	398,200	472,000	526,400
48	398,800	472,800	527,100
49	399,400	473,500	527,900
50	399,900	474,200	528,700
51	400,400	474,900	529,400
52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800
57	403,000	478,400	534,600
58	403,400	479,000	535,500
59	403,800	479,700	536,400
60	404,200	480,400	537,100
61	404,600	480,800	537,900
62	405,000	481,400	538,800
63	405,400	482,100	539,700
64	405,800	482,800	540,600
65	406,100	483,200	541,400
66		483,800	542,300
67		484,400	543,200
68		484,900	544,100
69		485,400	544,900
70		485,900	545,800
71		486,400	546,700
72		486,900	547,600
73		487,300	548,400
74		487,800	
75		488,200	
76		488,700	
77		489,200	
78		489,800	
79		490,400	
80		490,800	
81		491,300	
82		491,900	
83		492,500	
84		493,000	

	85		493,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の 区 分	職 務 の 級 別 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	

定年再
任用時
間勤務
員以外
の職員

42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900	393,100	
79	255,100	292,200	329,000	350,100	393,500	
80	255,300	292,500	329,500	350,400	393,900	
81	255,500	292,800	330,000	350,900	394,300	
82	255,800	293,100	330,400	351,200	394,800	
83	256,100	293,400	330,600	351,500	395,200	
84	256,300	293,700	330,900	351,800	395,600	
85	256,500	293,900	331,300	352,200	396,000	
86		294,100	331,700	352,500		
87		294,300	332,000	352,800		

	88		294,500	332,300	353,100			
	89		294,900	332,600	353,500			
	90		295,100	332,800	353,800			
	91		295,300	333,200	354,100			
	92		295,500	333,500	354,400			
	93		295,900	333,700	354,700			
	94		296,100	334,000	355,100			
	95		296,300	334,300	355,500			
	96		296,600	334,600	355,900			
	97		296,900	334,800	356,400			
	98		297,100	335,100	356,800			
	99		297,300	335,400	357,200			
	100		297,600	335,600	357,600			
	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300	円 328,400	円 371,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800

	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
	86	286,100	312,900	350,700	369,600		
	87	286,600	313,900	351,500	370,200		

定年
前再
任用
短時
間勤
務員
以外
の職
員

88	287,100	314,900	352,300	370,700
89	287,600	315,800	352,900	371,000
90	288,100	316,900	353,500	371,500
91	288,600	317,900	354,100	371,900
92	289,100	318,900	354,700	372,200
93	289,600	319,700	355,100	372,800
94	290,200	320,400	355,500	373,300
95	290,800	321,100	356,000	373,800
96	291,400	321,700	356,400	374,300
97	292,000	322,200	356,900	374,900
98	292,500	322,500	357,300	375,400
99	293,000	323,100	357,800	375,900
100	293,500	323,700	358,200	376,300
101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	
111	297,800	328,800	363,100	
112	298,100	329,100	363,500	
113	298,400	329,400	363,900	
114	298,600	329,800	364,300	
115	298,900	330,100	364,800	
116	299,100	330,400	365,300	
117	299,400	330,600	365,700	
118	299,700	330,900	366,200	
119	300,000	331,200	366,700	
120	300,300	331,400	367,200	
121	300,600	331,600	367,500	
122	301,000	331,900		
123	301,300	332,200		
124	301,600	332,500		
125	301,800	332,700		
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		

	134	304,500	335,300					
	135	304,800	335,700					
	136	305,100	336,100					
	137	305,300	336,400					
	138	305,600	336,800					
	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項を削り、同条第六項中「、第四項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第五項とする。

第八条第一項中「第九条まで」を「第八条まで」に改め、「、第十九条の四」を削り、同条第二項の表第二条第一項の項を削り、同表第十九条第二項の項を次のように改める。

第十九条第二項	百分の百二十五	百分の九十五
---------	---------	--------

第八条第二項の表に次のように加える。

第十九条の四第二項第一号	百分の百二・五	百分の八十五
--------------	---------	--------

第九条第一項中「から第九条まで」を「、第八条」に改める。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年十月青森県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六項中「第九条の四第一項、」を削る。

附則第二十八項中「から第九条まで、第十一条の二から第十一条の五まで及び第十八条」を「及び第八条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十九条の二第三号及び第四号並びに第十九条の三第一項第一号及び第三項第一号の改正規定並びに附則第十一項の規定は、同年六月一日から施行する。

(号給の切替え)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給与条例別表第一から別表第六までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 施行日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第八条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するもの

として人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度心身障がい者」とあるのは

「五 重度心身障がい者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻

関係と同様の事情にある者を含む。）と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に

該当する扶養親族については三千元とする」とする。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

5 施行日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、改正後の給与条例第九条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

6 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下「級地区分等」という。）が令和十年四月一日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

7 施行日から令和十年三月三十一日までの間における給与条例第九条の三の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三月青森県条例第八号）附則第五項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

8 改正後の給与条例第十条の二第三項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員への特勤勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

9 施行日以後に新たに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例附則第二十六項に規定する暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第十一條の三の規定は、施行日以後に同條第一項に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同項に規定する公署の移転があつた再任用職員について適用する。

（再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

10 施行日以後に新たに再任用職員に対して適用されることとなる給与条例第十一條の五の規定は、施行日以後に同條第一項に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同項に規定する学校等の移転があつた再任用職員について適用する。

（期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

11 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の給与条例第十九條の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）（これらの規定を給与条例第十九條の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（人事委員会規則への委任）

12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

13 任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「第九條まで」を「第八條まで」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

14 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の表第十九条の十一第二項の項中「、第七条の三から第九条まで」を「、第七条の三及び第八条」に、「から第九条まで、」を「、第八条、」に改め、「第九条の四」の下に「、第十一条の二から第十一条の五まで及び第十八条」を加える。

附則別表（附則第二項関係）

号 給 の 切 替 表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		

43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					

93	89	85	85					
94	90	86						
95	91	87						
96	92	88						
97	93	89						
98	94	90						
99	95	91						
100	96	92						
101	97	93						
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

□ 警察職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5

46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				

96	92	88				
97	93	89				
98	94	90				
99	95	91				
100	96	92				
101	97	93				
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ハ 海事職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	1
11	7	3	1
12	8	4	1
13	9	5	1
14	10	6	2
15	11	7	3
16	12	8	4
17	13	9	5
18	14	10	6
19	15	11	7
20	16	12	8
21	17	13	9
22	18	14	10
23	19	15	11
24	20	16	12
25	21	17	13
26	22	18	14
27	23	19	15
28	24	20	16
29	25	21	17
30	26	22	18
31	27	23	19
32	28	24	20
33	29	25	21
34	30	26	22
35	31	27	23
36	32	28	24
37	33	29	25
38	34	30	26
39	35	31	27
40	36	32	28
41	37	33	29
42	38	34	30
43	39	35	31
44	40	36	32
45	41	37	33

46	42	38	34
47	43	39	35
48	44	40	36
49	45	41	37
50	46	42	38
51	47	43	39
52	48	44	40
53	49	45	41
54	50	46	42
55	51	47	43
56	52	48	44
57	53	49	45
58	54	50	46
59	55	51	47
60	56	52	48
61	57	53	49
62	58	54	50
63	59	55	51
64	60	56	52
65	61	57	53
66	62	58	54
67	63	59	55
68	64	60	56
69	65	61	57
70	66	62	58
71	67	63	59
72	68	64	60
73	69	65	61
74	70	66	
75	71	67	
76	72	68	
77	73	69	
78	74	70	
79	75	71	
80	76	72	
81	77	73	
82	78	74	
83	79	75	
84	80	76	
85	81	77	
86	82	78	
87	83	79	
88	84	80	
89	85	81	
90	86		
91	87		
92	88		
93	89		
94	90		
95	91		

96	92		
97	93		
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		

ニ 教育職給料表(-)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	
39	23	
40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	

46	30	
47	31	
48	32	
49	33	
50	34	
51	35	
52	36	
53	37	
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	

ホ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	
39	27	
40	28	
41	29	
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	

46	34	
47	35	
48	36	
49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	
72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	

へ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8

46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

ト 医療職給料表(-)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3

46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		

96	84		
97	85		

チ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29

46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			

96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

リ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29

46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			

96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第九号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第二号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加え、同項第三号を削る。

第三条中「地域県民局」を「県税事務所」に改める。

第九条第一号中「地域県民局」を「福祉事務所」に改める。

第十五条中「地域県民局」を「県土整備事務所」に改める。

第十七条の六中「地域県民局、衛生研究所」を「青森県青森環境管理事務所、衛生研究所、青森県上北農林水産事務所」に改める。

第十七条の十三中「地域県民局」を「保健所」に改める。

第十七条の二十一中「地域県民局」を「農林水産事務所」に改める。

第十七条の二十九中「地域県民局」を「県土整備事務所」に改める。

第十七条の三十九中「本庁環境保全課」を「本庁環境政策課」に、「地域県民局若しくは」を「環境管理事務所若しくは」に、「環境政策課若しくは本庁環境保全課」を「資源循環推進課」に、「地域県民局」を「環境管理事務所」に改める。

第十七条の四十三第一号及び第二号中「地域県民局」を「県土整備事務所」に改める。

第十八条第一項第一号ウ中「よる勤務」を「基づく勤務時間」に改め、同項第二号中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十号

職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第一条 職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第一条」を「第二条」に改める。

第三十条の四第一項第一号イ中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十二号)による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に改め、「第百十四号」の下に「。以下「改正前の旅費法」という。」を加える。

附則第二項、別表第一の備考の第一号及び別表第三の備考の第一号中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「改正前の旅費法」に改める。

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に改め、「第百十四号」の下に「。以下「改正前の旅費法」という。」を加える。

別表第一の備考の第一号、別表第三の備考の第一号及び別表第四の備考中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「改正前の旅費法」に改める。
（青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部改正）

第三条 青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和二十五年七月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に改め、「第百十四号」の下に「。以下「改正前の旅費法」という。」を加える。

別表第四の備考中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「改正前の旅費法」に改める。

（選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例及び建築士法第十条第三項に規定する参考人の費用弁償条例の一部改正）

第四条 次に掲げる条例の規定中「甲地方とは、」の下に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）による改正前の」を加える。

一 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年三月青森県条例第九号）別表第二の備考の第一号

二 建築士法第十条第三項に規定する参考人の費用弁償条例（昭和二十五年十二月青森県条例第七十九号）別表の備考の第一号

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十一号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第十二項第四号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第十五項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号並びに第十五条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第三項中「引き続き日本電信電話株式会社」の下に「（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第十一項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附則第十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第十一項の改正規定は公布の日から、第十三条第一項第一号及び第五項第二号、第十四条の見出し及び同条第一項第一号、第十五条第一項第一号並びに第十七条第四項の改正規定並びに附則第三項の規定は令和七年六月一日から施行する。

2 改正後の職員の退職手当に関する条例第十条第十二項（第四号に係る部分に限り、同条第十六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて令和七年四月一日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十七条第四項並びに職員の退職手当に関する条例第十三条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第十二号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第三号中「同条第三項」の下に「の規定による当該命令に従わなかったことに係る公表、同条第四項」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第三十六条第三号中「第十五条の四第一項」を「第十六条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。



青森県立三沢航空科学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十三号

青森県立三沢航空科学館条例の一部を改正する条例

青森県立三沢航空科学館条例（平成十五年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表を次のように改める。

区 分	金 額（一回につき）
個人（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。）	七百円

団体（二十人以上のものに限る。）

十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者一人につき
六百元

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十四号

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成二十二年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第十五号

青森県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

青森県児童福祉法施行条例（平成二十五年三月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条の見出しを「（一時保護施設の設備及び運営に関する基準等に係る法令が改正された場合の措置）」に改め、同条中「第三条」の下に「、第四条」を加え、同条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（一時保護施設の設備及び運営に関する基準）

第三条 法第十二条の四第二項に規定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第十六号

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和四十八年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「一リットル」を「一リットル」に、「フェノール類含有量」を「フェノール類含有量」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「一立方センチメートルにつき個」を「一ミリリットルにつきコロニー形成単位」に改め、同表豚房施設に係るものの項中「三、〇〇〇」を「八〇〇」に改め、同表食品品製造業に係るもの(一)の項中「蒸りゆう酒・混成酒製造業」を「蒸留酒・混成酒製造業」に、「フィッシュソリユブル製造業」を「フィッシュソリユブル製造業」に改め、同表の備考の第四号中「限つて」を「限つて」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

青森県白神山地ビクターセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十七号

青森県白神山地ビクターセンター条例の一部を改正する条例

青森県白神山地ビクターセンター条例（平成十年六月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第三条、第四条関係）

区 分	金 額（一回につき）
個人（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。）	三百円
団体（二十人以上のものに限る。）	三百円に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者の人数を乗じて得た額の十分の八に相当する額

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十八号

青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例（平成十八年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県動物愛護センター使用料徴収条例

第一条中「（以下「センター」という。）」及び「及び手数料」を削る。

第二条の見出しを「（使用料の納入）」に改め、同条第一項中「センター」を「青森県動物愛護センター」に改め、同条第二項を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十九号

青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成二十九年十二月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、市町村間における年齢調整後医療費指数の格差その他の事情を勘案し」及び「以上一以下の範囲内において知事が定める数」を削る。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第二項中「第六条、第十条及び第十四条」を「第五条、第九条及び第十三条」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

青森県水族館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十号

青森県水族館条例の一部を改正する条例

青森県水族館条例（昭和五十八年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表を次のように改める。

年間入館料	普通入館料		区分	金額
	団体	個人（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。）		
十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者	十人以上のもの（学校教育活動を目的として利用するものを除く。）	学校教育活動を目的として利用するもの	区	千二百円
	十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者一人につき	十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者一人につき		
三千元			分	

備考 この表において「学校教育活動」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童又は生徒に係る教育活動をいう。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の青森県水族館条例別表第一号に定める普通入館料又は年間入館料を納入している者が同日以後に当該納入に係る施設の利用をする場合の当該施設の利用に係る普通入館料及び年間入館料については、なお従前の例による。

青森空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第二十一号

青森空港条例の一部を改正する条例

青森空港条例（昭和三十九年九月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「航空機等級番号が八十六」を「航空機分類等級が千四百三十二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県水道法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第二十二号

青森県水道法施行条例の一部を改正する条例

青森県水道法施行条例（平成二十三年十二月青森県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号を次のように改める。

一 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第五条第一項第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者については三年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については五年以上、同項第五号に規定する学校を卒業した者については七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第三条第一項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「第一号、第三号及び前号」を「水道法施行令第五条第一項第一号、第三号又は第五号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に、「第一号に」を「同項第一号に」に、「第三号に」を「同項第三号に」に、「前号」を「同項第五号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号を同項第三号とし、同項第七号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「千立方メートル」を「一万立方メートル」に改め、「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「を削り、「一年六箇月」を「一年六月」に改め、「同項第三号中」を削り、「二年六箇月」を「二年六月」に改め、「同項第四号中」を削り、「三年六箇月」を「三年六月」に、「同項第五号」を「同項第二号」に、「同項第六号」を「同項第三号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十三号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号アの表の備考の2の表中

スコアボード	スコアボード	
	得点・判定表示	全部表示
三千八百十円	千四十円	二千八十円
七千六百二十円	四千六百六十円	
七千六百二十円	二千八十円	四千六百六十円
七千六百二十円	四千六百六十円	

を
に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十四号

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「八千円」を「一万五千円」に、「一万五千円」を「二万円」に、「二万三千円」を「二万九千円」に、「三万円」を「四万三千円」に、「五万三千円」を「六万九千円」に、「七万四千円」を「九万四千円」に、「二十二万円」を「二十五万四千円」に、「三十四万円」を「四十万円」に、「六十六万円」を「七十三万七千円」に、「一万三千円」を「一万九千円」に、「六千円」を「一万円」に、「七千円」を「一万円」に、「四千円」を「六千円」に、「一万二千円」を「一万八千円」に改め、同表第二号中

一万五千円	二万円
-------	-----

を

二万円	二万六千円
-----	-------

に、「二万七千円」を「三万三千円」に、「三万六千円」を「五万千円」に、

「五万八千円」を「七万三千円」に、「七万六千円」を「九万円」に、「十七万円」を「十八万五千円」に、「二十六万円」を「二十八万六千円」に、「五十三万円」を「五十三万三千円」に、「一万九千円」を「二万五千円」に、「二万二千円」を「二万六千円」に、「二万八千円」を「二万三

千円」に、「二万円」を「二万五千円」に、

一万五千円	一万九千円
-------	-------

を

二万円	二万五千円
-----	-------

に、「二万五千円」を「三万

二千円」に、「三万四千円」を「四万七千円」に、「五万四千円」を「六万七千円」に、

「七万円」を「八万四千円」に、

「十六万円」を「十八万円」に、「二十五万円」を「二十七万四千円」に、「五十二万円」を「五十二万円」に、「一万三千元」を「一万八千元」に改め、同表第三号中「一万四千元」を「二万三千元」に、「二万八千元」を「二万九千元」に、「三千元」を「三万四千元」に、「三万二千元」を「四万四千元」に、「五万円」を「六万四千元」に、「六万六千元」を「七万九千元」に、「十四万円」を「十六万三千元」に、「二十三万円」を「二十五万九千元」に、「四十六万円」を「四十七万四千円」に、「一万七千元」を「二万円」に、「二万円」を「一万四千元」に、「一万三千元」を「一万六千元」に改め、同表の備考の第五号中「表の」を「表及び前二号の」に改め、同号を同備考の第七号とし、同備考の第四号の次に次の二号を加える。

五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項ただし書及び第十二条第二項ただし書の特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に係る建築物に係る確認申請等手数料の額については、表の第一号の規定により算定した額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区	分	金額
一戸建ての住宅（一棟の建築物からなる二戸の住宅をいう。以下同じ。）の場合	特定建築行為に係る部分の床面積の合計が二百平方メートル以内の場合	八千円
	特定建築行為に係る部分の床面積の合計が二百平方メートルを超え	九千円

一戸建ての住宅以外の場合	特定建築行為に係る部分の床面積の合計が五百平方メートル以内の場合	特定建築行為に係る部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	特定建築行為に係る部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合	特定建築行為に係る部分の床面積の合計が一万平方メートルを超える場合
	一万七千円	二万七千円	四万三千円	五万八千円

六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する要確認特定建築行為（以下「要確認特定建築行為」という。）及び同法第十二条第二項に規定する要通知特定建築行為（以下「要通知特定建築行為」という。）に係る建築物に係る完了検査申請等手数料の額については、表の第二号の規定により算定した額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区	分	金額
要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る部分の床面積の合計が二百平方メートル以内の場合		八千円
要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る部分の床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内の場合		一万千円
要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合		一万四千円

要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	二万三千元
要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合	八万九千元
要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内の場合	十五万六千元
要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る部分の床面積の合計が五万平方メートルを超える場合	十七万三千元

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。



青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十五号

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

手数料を納入すべき者	手数料	
	名称	金額
一 法第四条第三項又は第五項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者	二級建築士又は木造建築士免許手数料	二万四千四百円
二 法第五条第二項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者	二級建築士免許証又は木造建築士免許証交付手数料	五千九百円
三 法第十三条の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者	二級建築士試験又は木造建築士試験受験手数料	一万八千五百円
四 法第二十三条第一項の規定による建築士事務所の登録又は同条第三項の規定による建築士事務所の更新の登録を受けようとする者	建築士事務所登録手数料	二万六千円

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県宅地建物取引業法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第二十六号

青森県宅地建物取引業法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県宅地建物取引業法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三万三千元」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合にあつては、二万六千五百円）」を加え、同条第二号中「三万三千元」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合にあつては、二万六千五百円）」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第二十七号

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例（平成二十五年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

手数料を納入すべき者	名称	手数料			金額		
		区分	数	分			
一 法第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとする者	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	知事が定める者があらかじめ法第五	<p>一戸建ての住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。以下同じ。）又は複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省 国土交通省 令第一号。以下「省令」という。）第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）（住戸の数が一のものに限る。）の住宅部分（省令第一条第二項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）</p>	<p>共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合</p>	<p>四千元</p>		
		十四条第一項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合すると認められた場合				共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	<p>八千元</p>
						共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	<p>一万八千元</p>
						共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が七万三千円	<p>四万円</p>

非住宅建築物（省令第
一条第一項第一号に規
定する非住宅建築物を
いう。以下同じ。）又
は複合建築物の非住宅
部分（同号本文に規定
する非住宅部分をいう。
以下同じ。）

四十六以上の場合

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部
分の床面積の合計が三百平方メートル未
満の場合

八千円

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部
分の床面積の合計が三百平方メートル以
上千平方メートル未満の場合

一万四千元

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部
分の床面積の合計が千平方メートル以上
二千平方メートル未満の場合

二万四千元

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部
分の床面積の合計が二千平方メートル以
上五千平方メートル未満の場合

七万三千元

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部
分の床面積の合計が五千平方メートル以
上一万平方メートル未満の場合

十一万六千元

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部
分の床面積の合計が一万平方メートル以
上二万五千平方メートル未満の場合

十四万六千元

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部
分の床面積の合計が二万五千平方メートル

十八万三千元

		複合建築物		住宅部分			
		分		非住宅部		住宅部分	
複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が一の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合
	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合
複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合
七万三千元	二万四千元	一万四千元	八千元	七万三千元	四万円	一万八千元	八千元
七万三千元	二万四千元	一万四千元	八千元	七万三千元	四万円	一万八千元	八千元

じ。) 以外の部分

その他の場合		省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合					
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合
七万八千円	四万六千円	十四万二千元	九万四千元	五万千元	二万九千元	二十五万六千元	

		<p>下の場合</p> <p>共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合</p> <p>共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合</p>
<p>共同住宅等の共用部分又は複合建築物の住宅部分の共用部分</p>	<p>共同住宅等の共用部分又は複合建築物の住宅部分の共用部分又は複合建築物の住宅部分の共用部分又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合</p>	
<p>共同住宅等の共用部分又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合</p>	<p>共同住宅等の共用部分又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合</p>	<p>十三万六千円</p>
<p>共同住宅等の共用部分又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合</p>	<p>共同住宅等の共用部分又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合</p>	<p>四十八万円</p>
<p>共同住宅等の共用部分又は複合建築物の</p>	<p>共同住宅等の共用部分又は複合建築物の</p>	<p>五十九万千円</p>

<p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分</p>	<p>省令第十 条第一号 イ(1)の基 準を用い る場合又 は同号た だし書の 規定を適 用する場 合</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二百七十七千円</p>	<p>共同住宅等の共用部分又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合</p>	<p>住宅部分の共用部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合</p>	<p>共同住宅等の共用部分又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が一万平方米メートル以上二万五千平方メートル未満の場合</p>	<p>住宅部分の共用部分又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が六十九万九千円</p>

省令第十						
	合計が千平方メートル以上 二千平方メートル未満の場 合	非住宅建築物又は複合建築 物の非住宅部分の床面積の 合計が二千平方メートル以 上五千平方メートル未満の 場合	非住宅建築物又は複合建築 物の非住宅部分の床面積の 合計が五千平方メートル以 上一万平方メートル未満の 場合	非住宅建築物又は複合建築 物の非住宅部分の床面積の 合計が一万平方メートル以 上二万五千平方メートル未 満の場合	非住宅建築物又は複合建築 物の非住宅部分の床面積の 合計が二万五千平方メー トル以上の場合	非住宅建築物又は複合建築
						七十九万七千円
						六十九万九千円
						五十九万千円
						四十八万円
						七万九千円

		条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合	
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	十万千円	
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	十三万三千円	
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	二十一万五千円	
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方米メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方米メートル未満の場合	二十八万千円	

		複合建築物のうち共用部分以外の部分					住宅部分			
省令第十		省令第十					省令第十			
省令第十		省令第十					省令第十			
複合建築物の住戸の数が一	十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が四	複合建築物の住戸の数が十	複合建築物の住戸の数が五	複合建築物の住戸の数が二	複合建築物の住戸の数が一	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	三十三万八千円	
		二十万五千円	十七万九千円	十万五千円	六万三千円	三万四千円				三十九万七千円

住宅部分											
	その他の場合					条第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合					
複合建築物の住宅部分の共用部分の床面	十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合
	十九万九千円	十九万九千円	十三万六千円	十三万六千円	七万八千円	七万八千円	四万六千円	四万六千円	二万五千円	二万五千円	十四万二千元
	二十万七千円	二十万七千円	十九万九千円	十九万九千円	十三万六千円	十三万六千円	七万八千円	七万八千円	四万六千円	四万六千円	二万五千円

分	非住宅部		分	の共用部
省令第十 条第一号	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が三百平方メー	二十万七千円	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の 七十九万七千円
複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	六十九万九千円	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合
複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	四十八万円	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合
複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	二十六万円	積の合計が三百平方メートル未満の場合	積の合計が三百平方メートル未満の場合

						イ(1)の基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合
複合建築物の非住宅部分の	トル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一萬平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万平方メートル以上五万平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合
七十九万七千円	六十九万九千円	五十九万千円	四十八万円	三十三万六千円	二十六万円	

		省令第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合			
複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万五千平 方メートル以上の場合		複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が三百平方メー トル未満の場合	七万九千円	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万五千平 方メートル未満の場合	
複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が五千平方メー トル以上一万平方米未満の 場合	二十八万千円	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二千平方メー トル以上五千平方メートル 未満の場合		複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が千平方メー トル以上二千平方メートル 未満の場合	十三万三千円
複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二平方メー トル以上五平方メートル未 満の場合		複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二平方メー トル未満の場合		複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二平方メー トル未満の場合	二十一万五千円
複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二平方メー トル未満の場合		複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二平方メー トル未満の場合		複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二平方メー トル未満の場合	三十三万八千円

		二 法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けようとする者					
		低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料		知事が定める者があらかじめ認め定基準に適合すると認められた場合			
		一戸建ての住宅又は複合建築物（住戸の数が一のものに限る。）の住宅部分		共同住宅等又は複合建築物（住戸の数が一のものを除く。）の住宅部分			
		共同住宅等又は複合建築物（住戸の数が四以下の場合		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合		床面積の合計が二万平方メートル未満の場合	
		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合		複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	
		共同住宅等又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合		共同住宅等又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上の場合		三十九万七千円	
		共同住宅等又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上の場合		共同住宅等又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合		七千円	

物		複合建築						
		住宅部分						
複合建築物の住戸の数が五以上十五以下	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が一の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	上十平方メートル未満の場合
九千円	四千円	二千円	九万千円	七万三千円	五万八千円	三万六千円	一万二千円	

		分 非住宅部	
	の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	二万円
	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	三万六千円	
	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	四千円	
	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	七千円	
	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	一万二千円	
	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	三万六千円	
	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	五万八千円	
	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	七万三千元	

共同住宅等の共用部分								
	<p>条第二号 イ(2)及び ロ(2)の基 準を用い る場合</p>							
共同住宅等の共用部分又は複合建築物の 場合	<p>その他の 場合</p>				<p>の住戸の数が四以下の場合</p>			
	<p>共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が四十六以上の 場合</p>	<p>共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が十六以上四十 五以下の場合</p>	<p>共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が五以上十五以 下の場合</p>	<p>共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が四以下の場合</p>	<p>共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が四十六以上の 場合</p>	<p>共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が十六以上四十 五以下の場合</p>	<p>共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が五以上十五以 下の場合</p>	<p>の住戸の数が四以下の場合</p>
<p>十万三千円</p>	<p>九万九千円</p>	<p>六万八千円</p>	<p>三万九千円</p>	<p>二万三千円</p>	<p>七万千円</p>	<p>四万七千円</p>	<p>二万五千円</p>	

又は複合建築物の住宅部分の共用部分

<p>住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合</p>	<p>十三万円</p>
<p>共同住宅等の共用部分又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合</p>	<p>十六万八千円</p>
<p>共同住宅等の共用部分又は複合建築物の住宅部分の共用部分又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合</p>	<p>二十四万円</p>
<p>共同住宅等の共用部分又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合</p>	<p>二十九万五千円</p>
<p>共同住宅等の共用部分又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が一万平方米メートル以上二万五千平方メートル未満の場合</p>	<p>三十四万九千円</p>
<p>共同住宅等の共用部分又は複合建築物の</p>	<p>三十九万八千円</p>

		非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分		住宅部分の共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	
		省令第十条第一号イ(1)の基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合		省令第十条第一号イ(1)の基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合	
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合
二十九万五千円	二十四万円	十六万八千円	十三万円		十万三千円

<p>省令第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合</p>	<p>五万円</p>	<p>省令第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合</p>	<p>三万九千円</p>	<p>省令第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合</p>	<p>三十九万八千円</p>	<p>省令第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合</p>	<p>三十四万九千円</p>	<p>省令第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合</p>	<p>物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合</p>	<p>六万六千円</p>
--	---	------------	--	---	--------------	--	---	----------------	--	---	----------------	--	---	--------------

<p>物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合</p>	
<p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合</p>	<p>十七万七千円</p>
<p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合</p>	<p>十四万円</p>
<p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合</p>	<p>十六万九千円</p>
<p>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル</p>	<p>十九万八千円</p>

複合建築物のうち共用部分以外の部分		省令第十条第二号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合		省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合	
ル以上の場合	複合建築物の住戸の数が一の場合	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が一の場合
	一万七千円	三万千円	五万二千円	八万九千円	十二万八千円
	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が四以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が四以上十五以下の場合
	三万千円	五万二千円	八万九千円	十二万八千円	七万千円
	複合建築物の住戸の数が十以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合
	四万七千円	七万千円	八千円	八千円	八千円
	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が四十七以上の場合	複合建築物の住戸の数が四十八以上の場合	複合建築物の住戸の数が四十九以上の場合	複合建築物の住戸の数が五十以上の場合
	七万千円	八万九千円	十二万八千円	十七万七千円	二十万六千円

		住宅部分 の共用部 分		その他の 場合					
複合建築物の住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	複合建築物の住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が一の場合	十六以上の場合
				九万九千円	六万八千円	三万九千円	二万三千円	一万二千円	
複合建築物の住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	複合建築物の住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が一の場合	十六以上の場合
二十四万円	十六万八千円	十三万円	十万三千元	九万九千円	六万八千円	三万九千円	二万三千円	一万二千円	十六以上の場合

分 非住宅部						
合 用する場 規定を適 だし書の は同号た る場合又 準を用い イ(1)の基 条第一号 省令第十	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二百平方メー トル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二百平方メー トル未満の場合	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面 積の合計が二万五千平方メートル以上の 場合	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面 積の合計が一万平方メートル以上二万五 千平方メートル未満の場合	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面 積の合計が五千平方メートル以上一万平 方メートル未満の場合	積の合計が二千平方メートル以上五千平 方メートル未満の場合
	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が千平方メー トル以上二千平方メートル	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が千平方メー トル以上二千平方メートル	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面 積の合計が二万五千平方メートル以上の 場合	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面 積の合計が一万平方メートル以上二万五 千平方メートル未満の場合	複合建築物の住宅部分の共用部分の床面 積の合計が五千平方メートル以上一万平 方メートル未満の場合	積の合計が二千平方メートル以上五千平 方メートル未満の場合
	十六万八千円	十三万円	十万三千円	三十九万八千円	三十四万九千円	二十九万五千円

省令第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二千平方メー トル以上五千平方メートル 未満の場合	未満の場合	二十四万円
	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が五千平方メー トル以上一万平方米メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万五千平方メー トル未満の場合	三十九万八千円
	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が一万平方メー トル以上二万五千平方メー トル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万五千平方メー トル未満の場合	三十四万九千円
	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が五万平方メー トル以上一万平方米メートル 未満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万五千平方メー トル未満の場合	二十九万五千円
	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万平方メー トル以上五千平方メートル未 満の場合	複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二万五千平方メー トル未満の場合	五万円

附則

複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	十九万八千円
複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	十六万九千円
複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	十四万円
複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	十万七千円
複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	六万六千円
満の場合	

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十八号

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例（平成二十八年三月青森県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条第二号中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第三号中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「第十一条」を「第十三条」に改め、同号を同条第四号とする。

別表第一号を次のように改める。

一 法第十一条第一項若しくは第二項又は第十二条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	法第十一条第一項又は第十二条第二項の規定	一戸建ての住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。以下同じ。）又は複合建築物（建築物エネルギー消	省令第一条第二号イ(1)及びロ(1)の基準又は第十条第二号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合	省令第一条第二号イ(2)及びロ(2)の基準又	一万七千円
						三万四千元

				消費性能適合性判定 (以下「適合性判定」という。)を受けようとする者	
				合	
				による場	
				費性能基準等を定める	
				省令(平成二十八年 国 経 済 産 業 省 令 第 一 号。以 下「省令」という。)	
				第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。)	
				(住戸の数が一のものに限る。)の住宅部分(省令第一条第二項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)	
				共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)	
				又は複合建築物(住戸の数が一のものを除く。)	
				の住宅部分のうち共用部分(省令第一条第二項第三号に掲げる建築物の部分)をいう。以下同じ。)	
				以外の部分	
				は第十条第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合	
				その他の場合	
				省令第一	
				条第二号	
				イ(1)及び	
				ロ(1)の基	
				準又は第	
				十条第二	
				号イ(1)及	
				びロ(1)の	
				基準を用	
				いる場合	
				共同住宅等又は複合建築物	
				の住戸の数が四以下の場合	
				六万三千円	
				共同住宅等又は複合建築物	
				の住戸の数が五以上十五以	
				下の場合	
				十萬五千円	
				共同住宅等又は複合建築物	
				の住戸の数が十六以上四十	
				五以下の場合	
				十七萬九千円	
				共同住宅等又は複合建築物	
				二十萬五千円	

		省令第一 条第二号 イ(2)及び ロ(2)の基 準又は第 十条第二 号イ(2)及 びロ(2)の 基準を用 いる場合	その他の 場合		
の住戸の数が四十六以上の 場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が四以下の場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が十六以上四十 五以下の場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が四以下の場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が五以上十五以 下の場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が十六以上四十
		九万四千元	四万六千元	五万千元	十三万六千元
		十四万二千元	七万八千元		

	<p>非住宅建築物（省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下同じ。）</p>	<p>工場、倉庫その他これらに類する用途として知事が定める用途（以下「工場等の用途」という。）に供する建築物</p>	<p>省令第一条第一項第一号イの基準を用いる場合</p>	<p>（以下同じ。）</p>	<p>（以下同じ。）</p>	<p>省令第一項第一号イの基準を用いる場合</p>	<p>五以下の場合</p>
<p>非住宅建築物（省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下同じ。）</p>	<p>工場、倉庫その他これらに類する用途として知事が定める用途（以下「工場等の用途」という。）に供する建築物</p>	<p>省令第一項第一号イの基準を用いる場合</p>	<p>共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合</p>	<p>（以下同じ。）</p>	<p>（以下同じ。）</p>	<p>非住宅部分（省令第一条第一項第一号本文に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合</p>	<p>十九万九千円</p>
<p>（以下同じ。）</p>	<p>（以下同じ。）</p>	<p>非住宅部分（省令第一条第一項第一号本文に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の床面積の合計が二百平方メートル以上五百平方メートル未満の場合</p>	<p>二十万七千円</p>	<p>（以下同じ。）</p>	<p>（以下同じ。）</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合</p>	<p>二十六万円</p>
<p>（以下同じ。）</p>	<p>（以下同じ。）</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合</p>	<p>三十三万六千円</p>	<p>（以下同じ。）</p>	<p>（以下同じ。）</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合</p>	<p>四十八万円</p>
<p>（以下同じ。）</p>	<p>（以下同じ。）</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合</p>	<p>六十九万九千円</p>	<p>（以下同じ。）</p>	<p>（以下同じ。）</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合</p>	<p>五十九万千円</p>

「工場等の建築物」という。以外の建築物

省令第一 条第一項 第一号ロ 又は第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合		省令第一 条第一項 第一号ロ 又は第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合	
非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以上 の場合	七十九万七千円	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以上 の場合	七十九万七千円
非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以上 五万平方メートル未満の場合	二十八万千円	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以上 五万平方メートル未満の場合	二十八万千円
非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以上 十平方メートル未満の場合	十三万三千円	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以上 十平方メートル未満の場合	十三万三千円
非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以上 二十平方メートル未満の場合	二十一万五千円	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以上 二十平方メートル未満の場合	二十一万五千円
非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以上 五十平方メートル未満の場合	三十三万八千円	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以上 五十平方メートル未満の場合	三十三万八千円
非住宅部分の床面積の合計 が五十平方メートル以上 一百万平方メートル未満の場合		非住宅部分の床面積の合計 が五十平方メートル以上 一百万平方メートル未満の場合	
非住宅部分の床面積の合計 が一百万平方メートル以上 二百万平方メートル未満の場合		非住宅部分の床面積の合計 が一百万平方メートル以上 二百万平方メートル未満の場合	
非住宅部分の床面積の合計 が二百万平方メートル以上 の場合		非住宅部分の床面積の合計 が二百万平方メートル以上 の場合	

		工場等の建築物	
		省令第一条第一項第一号イの基準を用いる場合若しくは同号ただし書の規定を用いる場合又は省令第十条第一号イ(1)の基準を用いる場合	
が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	三十九万七千円	
非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	二万円	
非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	二万八千円	
非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	三万九千円	
非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	九万二千円	
非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	十三万七千円	
非住宅部分の床面積の合計	非住宅部分の床面積の合計	十七万円	

適用する場合		省令第一 条第一項 第一号口 又は第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合	
が一万平方メートル以上二 万五千平方メートル未満の 場合	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合	非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートル未満の 場合	非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートル以上千 平方メートル未満の場合
	二十一万円	一万七千円	二万四千円
		八万六千円	三万四千円
		十三万円	
			十六万二千元

複合建築物		住宅部分のうち共用部分以外の部分		省令第一條第二号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合		省令第一條第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合	
複合建築物の住戸の数が一の場合	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が二以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が十以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が十以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が一の場合	複合建築物の住戸の数が二の場合
三万四千円	六万三千元	十万五千元	十七万九千元	二十五万六千元	二十万千元	一万七千元	二万九千元

非住宅部分のうち工場等の											
省令第一條第一項第一号イ	準又は第十條第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合										
非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が三百平	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	その他の場合	複合建築物の住戸の数が一十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	以上四以下の場合		
二十万七千円	十九万九千円	十三万六千円	七万八千円	四万六千円	二万五千円	十四万二千元	九万四千元	五万千元			

					用途に供 する部分 以外の部 分
		の基準を 用いる場 合若しく は同号た だし書の 規定を適 用する場 合又は省 令第十条 第一号イ (1)の基準 を用いる 場合若し くは同号 ただし書 の規定を 適用する 場合			
非住宅部分のうち工場等の 方メートル以上二平方メー トル未満の場合	非住宅部分のうち工場等の 用途に供する部分以外の部 分の床面積の合計が五千平 方メートル以上二平方メー トル未満の場合	非住宅部分のうち工場等の 用途に供する部分以外の部 分の床面積の合計が二千平 方メートル以上五千平方メー トル未満の場合	非住宅部分のうち工場等の 用途に供する部分以外の部 分の床面積の合計が千平方 メートル以上二千平方メー トル未満の場合	非住宅部分のうち工場等の 用途に供する部分以外の部 分の床面積の合計が三百平 方メートル以上千平方メー トル未満の場合	方 メートル未満の場合
六十九万九千円	五十九万千円	四十八万円	三十三万六千円	二十六万円	

<p>用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二千五千方メートル未満の場合</p>	<p>非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合</p>	<p>七十九万七千円</p>
<p>省令第一条第一項第一号ロ又は第十条第一号イ(2)の基準を用いる場合</p>	<p>非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合</p>	<p>七万九千円</p>
	<p>非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合</p>	<p>十三万三千元</p>

分の工場 非住宅部				
条第一項 省令第一				
に供する部分の床面積の合 非住宅部分の工場等の用途	非住宅部分のうち工場等の 用途に供する部分以外の部 分の床面積の合計が二万五 千方メートル以上の場合	非住宅部分のうち工場等の 用途に供する部分以外の部 分の床面積の合計が一万平 方メートル以上二万五千平 方メートル未満の場合	非住宅部分のうち工場等の 用途に供する部分以外の部 分の床面積の合計が五千平 方メートル以上二万平方メー トル未満の場合	非住宅部分のうち工場等の 用途に供する部分以外の部 分の床面積の合計が二千平 方メートル以上五千平方メー トル未満の場合
二万円	三十九万七千円	三十三万八千円	二十八万千円	二十一万五千円

				等 の 用 途 に 供 す る 部 分		
				第一号イ の 基 準 を 用 い る 場 合 若 し く は 同 号 た だ し 書 の 規 定 を 適 用 す る 場 合 又 は 省 令 第 十 条 第 一 号 イ (1)の基 準 を 用 い る 場 合 若 し く は 同 号 た だ し 書 の 規 定 を 適 用 す る 場 合		
				計が三百平方メートル未満 の場合		
				非住宅部分の工場等の用途 に供する部分の床面積の合 計が三百平方メートル以上 千平方メートル未満の場合		
				非住宅部分の工場等の用途 に供する部分の床面積の合 計が千平方メートル以上二 千平方メートル未満の場合		
				非住宅部分の工場等の用途 に供する部分の床面積の合 計が二千平方メートル以上 五千平方メートル未満の場 合		
				非住宅部分の工場等の用途 に供する部分の床面積の合 計が五千平方メートル以上 一万平方メートル未満の場 合		
				非住宅部分の工場等の用途 に供する部分の床面積の合 計が五千万円未満の場合		
				十七万円		
				十三万七千円		
				九万二千元		
				三万九千元		
				二万八千元		

<p>省令第一 条第一項 第一号ロ 又は第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合</p>	<p>計が一万平方米以上 二万五千平方メートル未満 の場合</p>	<p>非住宅部分の工場等の用途 に供する部分の床面積の合 計が二万五千平方メートル 以上の場合</p>	<p>非住宅部分の工場等の用途 に供する部分の床面積の合 計が三百平方メートル未満 の場合</p>	<p>非住宅部分の工場等の用途 に供する部分の床面積の合 計が三百平方メートル以上 千平方メートル未満の場合</p>	<p>非住宅部分の工場等の用途 に供する部分の床面積の合 計が千平方メートル以上二 千平方メートル未満の場合</p>
<p>八万六千円</p>	<p>三万四千円</p>	<p>二万四千円</p>	<p>一万七千円</p>	<p>二十一万円</p>	

合

								共同住宅等又は複合建築物（住戸の数が一のものを除く。）の住宅部分のうち共用部分以外の部分	
省令第一 条第二号 イ(2)及び ロ(2)の基 準又は第 十条第二 号イ(2)及 びロ(2)の	省令第一 条第二号 イ(2)及び ロ(2)の基 準又は第 十条第二 号イ(2)及 びロ(2)の	他の場合		省令第一 条第二号 イ(1)及び ロ(1)の基 準又は第 十条第二 号イ(1)及 びロ(1)の 基準を用 いる場合		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	
		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十	
		一万二千円		三万千円		五万二千円		八万九千円	
		一万四千円		二万五千元		四万七千元			

非住宅建築物		工場等の建築物以外の建築物		省令第一條第一項第一号イの基準を用いる場合若しくは		基準を用いる場合							
非住宅建築物		工場等の建築物以外の建築物		省令第一條第一項第一号イの基準を用いる場合若しくは		基準を用いる場合							
非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千	十三万円	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	九万九千円	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	六万八千円	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	三万九千円	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合	二万三千元	五以下の場合	
		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合										七万千円	

省令第一 条第一項 第一号ロ 又は第十 条第一号	は同号た だし書の 規定を適 用する場 合又は省 令第十条 第一号イ (1)の基 準 を用いる 場合若し くは同号 ただし書 の規定を 適用する 場合						
	非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートル未満の 場合	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合	非住宅部分の床面積の合計 が一万平方メートル以上二 万五千平方メートル未満の 場合	非住宅部分の床面積の合計 が五平方メートル以上一 万平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二十平方メートル以上五 十平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二十平方メートル以上五 十平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二十平方メートル以上五 十平方メートル未満の場合
五万円	三万九千円	三十九万八千円	三十四万九千円	二十九万五千円	二十四万円	十六万八千円	

建築物						
工場等の 省令第一 条第一項	イ(2)の基 準を用い る場合					
非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートル未満の 場合	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合	非住宅部分の床面積の合計 が一萬平方メートル以上二 万五千平方メートル未満の 場合	非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートル以上一 万平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル以上五 千平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル以上二千 平方メートル未満の場合	が三百平方メートル以上千 平方メートル未満の場合
一万円	十九万八千円	十六万九千円	十四万円	十万七千円	六万六千円	

<p>第一号イ の基準を 用いる場 合若しく は同号た だし書の 規定を適 用する場 合又は省 令第十条 第一号イ (1)の基準 を用いる 場合若し くは同号 ただし書 の規定を 適用する 場合</p>	<p>省令第一</p>
<p>第一号イ の場合 非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートル以上千 平方メートル未満の場合</p>	<p>一万四千元</p>
<p>非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル以上二千 平方メートル未満の場合</p>	<p>一万九千元</p>
<p>非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル以上五 千平方メートル未満の場合</p>	<p>四万六千元</p>
<p>非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートル以上一 万平方メートル未満の場合</p>	<p>六万八千元</p>
<p>非住宅部分の床面積の合計 が一万平方メートル以上二 万五千平方メートル未満の 場合</p>	<p>八万五千元</p>
<p>非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合</p>	<p>十万五千元</p>
<p>非住宅部分の床面積の合計</p>	<p>八千元</p>

複合建築									
住宅部分									
省令第一									条第一項 第一号ロ 又は第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合
複合建築物の住戸の数が一 上の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合	非住宅部分の床面積の合計 が一萬平方メートル以上二 万五千平方メートル未満の 場合	非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートル以上一 万平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートル以上一 万平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル以上五 千平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル以上二千 平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートル以上千 平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートル未満の 場合	条第一項 第一号ロ 又は第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合
一 万七千円	十 万円	八 万千 円	六 万五 千円	四 万三 千円	一 万七 千円	一 万二 千円			

物

のうち共
用部分以
外の部分

その他の	省令第一 条第二号 イ(2)及び ロ(2)の基 準又は第 十条第二 号イ(2)及 びロ(2)の 基準を用 いる場合					条第二号 イ(1)及び ロ(1)の基 準又は第 十条第二 号イ(1)及 びロ(1)の 基準を用 いる場合				
複合建築物の住戸の数が一 十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が四 十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が十 六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が五 以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が二 以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が一 の場合	複合建築物の住戸の数が四 十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が十 六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が五 以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が二 以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が一 の場合
一万二千元	七万千元	四万七千元	二万五千元	一万四千元	八千元	十二万八千元	八万九千元	五万二千元	三万千元	

非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分		場合						
省令第一条第一項第一号イの基準を用いる場合若しくは同号ただし書の規定を適用する場合又は省令第十条第一号イ		場合						
		の場合						
非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分	省令第一条第一項第一号イの基準を用いる場合若しくは同号ただし書の規定を適用する場合又は省令第十条第一号イ	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	十六万八千円
		二万三千元	三万九千元	六万八千元	九万九千元	十三万円		

省令第一	(1)の基準を用いる場合若しくは同号ただし書の規定を適用する場合			
非住宅部分のうち工場等の	非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が五千平方メートル以上二万平方メートル未満の場合	メートル以上二千平方メートル未満の場合 非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合
三万九千円	三十九万八千円	三十四万九千円	二十九万五千円	二十四万円

条第一項 第一号ロ 又は第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合	用途に供する部分以外の部 分の床面積の合計が三百平 方メートル未満の場合	非住宅部分のうち工場等の 用途に供する部分以外の部 分の床面積の合計が三百平 方メートル以上千平方メー トル未満の場合	非住宅部分のうち工場等の 用途に供する部分以外の部 分の床面積の合計が千平方 メートル以上二千平方メー トル未満の場合	非住宅部分のうち工場等の 用途に供する部分以外の部 分の床面積の合計が二千平 方メートル以上五千平方メー トル未満の場合	非住宅部分のうち工場等の 用途に供する部分以外の部 分の床面積の合計が五千平 方メートル以上二万平方メー
			六万六千円	十万七千円	十四万円

		非住宅部分の工場等の用途に供する部分		
省令第一	省令第一	非住宅部分の工場等の用途に供する部分	非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が二万五千平方メートル未満の場合	トル未満の場合
条第一項	条第一項	非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	十六万九千円
第一号イ	第一号イ	非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	十九万八千円
の基準を用いる場合若しくは同号ただし書の規定を適用する場合は省令第十条	の基準を用いる場合若しくは同号ただし書の規定を適用する場合は省令第十条	非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	一万九千円

省令第一 条第一項	(1)の基準を用いる場合若しくは同号ただし書の規定を適用する場合			
非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の場合	非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合
八千円	十万五千円	八万五千円	六万八千円	四万六千円

										第一号ロ 又は第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合	
											計が三百平方メートル未満 の場合
											非住宅部分の工場等の用途 に供する部分の床面積の合 計が三百平方メートル以上 千平方メートル未満の場合
											非住宅部分の工場等の用途 に供する部分の床面積の合 計が千平方メートル以上二 千平方メートル未満の場合
											非住宅部分の工場等の用途 に供する部分の床面積の合 計が二千平方メートル以上 五千平方メートル未満の場 合
											非住宅部分の工場等の用途 に供する部分の床面積の合 計が五千平方メートル以上 一万平方メートル未満の場 合
											非住宅部分の工場等の用途 に供する部分の床面積の合 計が五千万円以上 八千万円未満の場合

計が一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未満 の場合	
非住宅部分の工場等の用途 に供する部分の床面積の合 計が二万五千平方メートル 以上の場合	十万円

別表第二号中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十五条第一項第一号」を「第三十条第一項第一号」に改め、「(一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。以下同じ。）」、「(省令第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。))」、「(法第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。))」、「(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。))」及び「(省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下同じ。))」を削り、

その他の場合		一万七千円
を		
省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合	その他の場合	一万七千円
		二万五千円
に改め、		

「共同住宅等又は複合建築物(住戸の数が一のものを除く。)の住宅部分」の下に「のうち共用部分以外の部分」を加え、

省令第十	共同住宅等又は複合建築物	二万九千円
------	--------------	-------

その他の場合			
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合
二万九千円	五万千円	九万四千円	十四万二千円

を

条第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合		その他の場合	
の住戸の数が四以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合
五万千円	九万四千円	十四万二千円	七万八千円
			十三万六千円
			十九万九千円

に、

住宅部分	
省令第十 条第二号 イ(1)及び ロ(1)の基 準を用い る場合	その他の 場合
複合建築物の住戸の数が一 の場合	複合建築物の住戸の数が一 の場合
複合建築物の住戸の数が二 以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が二 以上四以下の場合
複合建築物の住戸の数が五 以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が五 以上十五以下の場合
複合建築物の住戸の数が十 以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が十 以上四十五以下の場合
複合建築物の住戸の数が四 十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が四 十六以上の場合
三万四千元	一万七千元
六万三千元	二万九千元
十万五千元	五万千元
十七万九千元	九万四千元
二十五万六千元	十四万二千元

を

住宅部分のうち共用部分以外の部分		省令第十条第二号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合		省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合	
複合建築物の住戸の数が一の場合	三万四千元	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	六万三千元	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	二万九千元
複合建築物の住戸の数が二以上十五以下の場合	十万五千元	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	二十五万六千元	複合建築物の住戸の数が一の場合	一万七千元
複合建築物の住戸の数が二以上十五以下の場合	十七万九千元	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	二十五万六千元	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	二万九千元
複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	十万五千元	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	二十五万六千元	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	二万九千元
複合建築物の住戸の数が六以上四十五以下の場合	九万四千元	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	二十五万六千元	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	二万九千元
複合建築物の住戸の数が四	十四万二千元	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	二十五万六千元	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	二万九千元

に改め、同表第三号中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に、

共同住宅等又は複合建築物（住戸の数が一のものを除く。）の住宅部分		省令第十条第二号イ(1)及びロ(1)の基	
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合	共同住宅等又は複合建築物	共同住宅等又は複合建築物
		三万二千円	五万二千円

その他の場合

八千円

を

省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合	八千円
その他の場合	一万二千円

に

その他の場合					
十六以上の場合					十六以上の場合
複合建築物の住戸の数が一の場合	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	十六以上の場合
二万五千円	四万六千円	七万八千円	十三万六千円	十九万九千円	

共同住宅等又は複合建

省令第十

共同住宅等又は複合建築物

三万千円

			その他の 場合		準を用い る場合
共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が四十六以上の 場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が十六以上四十 五以下の場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が五以上十五以 下の場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が四以下の場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が四十六以上の 場合	の住戸の数が五以上十五以 下の場合
七万千円	四万七千円	二万五千円	一万四千円	十二万八千円	八万九千円

を

建築物（住戸の数が一のものを除く。）の住宅部分のうち共用部分以外の部分

省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合		条第二号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合			
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合
	四万七千円	五万二千元	一万四千元	十二万八千元	五万二千元
	七万千円	八万九千元	二万五千元		

に、

住宅部分			
省令第十 条第二号 イ(1)及び ロ(1)の基 準を用い る場合			
複合建築物の住戸の数が一 の場合	複合建築物の住戸の数が二 以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が五 以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が十 六以上四十五以下の場合
一万七千円	三万千円	五万二千円	八万九千円

その他の 場合			
共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が四以下の場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が五以上十五以 下の場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が十六以上四十 五以下の場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が四十六以上の 場合
二万三千円	三万九千円	六万八千円	九万九千円

住宅部分のうち共用部分以外の部分		
省令第十条第二号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合		
複合建築物の住戸の数が一の場合	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合
一万七千円	三万千円	五万二千円

その他の場合					
複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が一の場合	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合
十二万八千円	八千円	一万四千円	二万五千円	四万七千円	七万千円

を

その他の場合			省令第十 条第二号 イ(2)及び ロ(2)の基 準を用い る場合					
複合建築物の住戸の数が二 以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が一 の場合	複合建築物の住戸の数が四 十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が十 六以上四十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が五 以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が二 以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が一 の場合	複合建築物の住戸の数が四 十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が十 六以上四十五以下の場合
三万九千円	一万二千元	七万千円	四万七千円	二万五千円	一万四千円	八千円	十二万八千円	八万九千円

に改め、同表第四号を次のように改める。

		複合建築物の住戸の数が十 六以上四十五以下の場合 複合建築物の住戸の数が四 十六以上の場合	六万八千円 九万九千円
四 建築物のエネルギー 消費性能の向上等に 関する法律施行規則 第十三条の規定によ る建築物エネルギー 消費性能確保計画の 変更が軽微な変更 に該当していること を証する書面の交付 (以下「軽微変更該 当証明書」の交付と いう。)を受けよう とする者	建築物エネ ルギー消費 性能確保計 画変更軽微 変更該当証 明書交付手 数料	一戸建ての住宅又は複合建築物(住 戸の数が一のものに限る。)の住宅 部分	省令第一 条第二号 イ(1)及び ロ(1)の基 準又は第 十条第二 号イ(1)及 びロ(1)の 場合 共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が四以下の場合 共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が五以上十五以 下の場合 共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が十六以上四十
省令第一 条第二号 イ(1)及び ロ(1)の基 準又は第 十条第二 号イ(1)及 びロ(1)の 場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が四以下の場合 共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が五以上十五以 下の場合 共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が十六以上四十	省令第一 条第二号 イ(1)及び ロ(1)の基 準又は第 十条第二 号イ(1)及 びロ(1)の 場合	一万七千円 八千円 一万二千元 三万千元 五万二千元 八万九千円

		省令第一 条第二号 イ(2)及び ロ(2)の基 準又は第 十条第二 号イ(2)及 びロ(2)の 基準を用 いる場合			基準を用 いる場合	
共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が五以上十五以 下の場合	その他の 場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が四十六以上の 場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が十六以上四十 五以下の場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が五以上十五以 下の場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が四十六以上の 場合	五以下の場合
			共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が四十六以上の 場合	共同住宅等又は複合建築物 の住戸の数が四以下の場合		
六万八千円	三万九千円	七万千円	四万七千円	二万五千円	一万四千円	十二万八千円

適用する 場合		省令第一 条第一項 第一号ロ 又は第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合	
が一万平方メートル以上二 万五千平方メートル未満の 場合	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以 上の場合	非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートル未満の 場合	非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートル以上千 平方メートル未満の場合
	三十九万八千円	三万九千円	五万円
		六万六千円	
		十万七千円	
			十四万円

場合若しくは同号ただし書の規定を適用する場合	省令第一条第一項第一号ロ又は第十条第一号イ(2)の基準を用いる場合
が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合 非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合
八万五千元	十万五千元
非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二万平方メートル未満の場合 非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五
一万二千元	一万七千元 四万三千元

		省令第一 条第二号 イ(2)及び ロ(2)の基 準又は第 十条第二 号イ(2)及 びロ(2)の 基準を用 いる場合		その他の 場合	
十六以上の場合	複合建築物の住戸の数が一 の場合	複合建築物の住戸の数が二 以上四以下の場合	複合建築物の住戸の数が二 以上十五以下の場合	複合建築物の住戸の数が一 の場合	複合建築物の住戸の数が一 の場合
	八千円	一万四千元	二万五千元	四万七千元	七万千元
				一万二千元	二万三千元
					三万九千元
					六万八千元
					九万九千元

				<p>非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分</p>
<p>場合</p>	<p>適用する規定をただし書の規定を適用する場合</p>	<p>省令第一条第一項第一号イの基準を用いる場合若しくは同号ただし書の規定を適用する場合又は省令第十条第一号イ(1)の基準を用いる場合若しくは同号ただし書の規定を適用する場合</p>	<p>用いる場合若しくは同号ただし書の規定を適用する場合</p>	<p>省令第一条第一項第一号イの基準を用いる場合若しくは同号ただし書の規定を適用する場合</p>
<p>非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分</p>	<p>非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合</p>	<p>非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合</p>	<p>非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合</p>	<p>十六以上の場合 非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合</p>
<p>二十九万五千円</p>	<p>二十四万円</p>	<p>十六万八千円</p>	<p>十三万円</p>	<p>十万三千円</p>

	省令第一 条第一項 第一号ロ 又は第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合
分の床面積の合計が五千平方メートル以上二万平方メートル未満の場合	
非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	三十四万九千円
非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	三十九万八千円
非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	三万九千円
非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	五万円
非住宅部分のうち工場等の	六万六千円

<p>用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が二万五</p>	<p>非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合</p>	<p>非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が五千平方メートル以上二万平方メートル未満の場合</p>	<p>非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合</p>	<p>用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が千平方メートル以上二万平方メートル未満の場合</p>
<p>十九万八千円</p>	<p>十六万九千円</p>	<p>十四万円</p>	<p>十万七千円</p>	

				非住宅部分の工場等の用途に供する部分	
場合 適用する	省令第一 条第一項 第一号イ の基準を 用いる場 合若しく は同号た だし書の 規定を適 用する場 合又は省 令第十条 第一号イ (1)の基準 を用いる 場合若し くは同号 ただし書 の規定を 適用する 場合	千平方メートル以上の場合	非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	省令第一 条第一項 第一号イ の基準を 用いる場 合若しく は同号た だし書の 規定を適 用する場 合又は省 令第十条 第一号イ (1)の基準 を用いる 場合若し くは同号 ただし書 の規定を 適用する 場合	一万円
非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	一万四千元
六万八千元	四万六千元	一万九千元	一万四千元	一万円	一万円

	<p>合</p> <p>非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合</p> <p>非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合</p> <p>非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合</p> <p>非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合</p> <p>非住宅部分の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上二</p>	<p>八万五千円</p> <p>十万五千円</p> <p>八千円</p> <p>一万七千円</p>
<p>省令第一 条第一項 第一号ロ 又は第十 条第一号 イ(2)の基 準を用い る場合</p>		

消費性能適合性判定手数料の額は、表の第一号の規定により算定した額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。

		区分		金額
法第十一条 第一項又は 第十二条第 二項の規定 による場合		共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合		二十万七千円
		共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合		二十六万円
		共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合		三十三万六千円
		共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合		四十八万円
		共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合		五十九万千円
		共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合		六十九万九千円
		共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合		七十九万七千円
法第十一条 第二項又は 第十二条第		共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合		十万三千円
		共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル		十三万円

三項の規定による場合	
ル未満の場合	
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	十六万八千円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	二十四万円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	二十九万五千円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	三十四万九千円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	三十九万八千円

別表の備考の第六号中「第三十五条第二項（法第三十六条第二項）を「第三十条第二項（法第三十一条第二項）に、「（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）又は表の第三号（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）」を「若しくは第三号又は第四号若しくは第五号」に改め、同号を同備考の第九号とし、同備考の第五号中「に法第三十四条第三項各号」を「に法第二十九条第三項各号」に、「第三号（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）」を「第三号の規定及び第五号の」に改め、同号イ中「（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）」を「の規定又は第五号の規定に」に改め、「の規定又は第五号の規定」に改め、同号口中「第三十四条第三項各号」を「第二十九条第三項各号」に、「（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）」を「の規定又は第四号の」に、「（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）」に改め、同号を同備考の第八号とし、同備考の第四号中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「（前号の規定が適用される場合にあつては、同号）」

の」を「の規定及び第四号の」に、「(前号の規定が適用される場合にあっては、同号)に」を「の規定又は第四号の規定に」に改め、同号を同備考の第七号とし、同号の前に次の三号を加える。

四 共同住宅等又は複合建築物(住戸の数が一のものを除く。)の住宅部分の共用部分について計画認定を受ける場合(知事が定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合以外の場合に限る。)における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、表の第二号の規定により算定した額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区 分		金 額
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合		二十万七千円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合		二十六万円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合		三十三万六千円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合		四十八万円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合		五十九万千円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合		六十九万九千円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合		七十九万七千円

五 共同住宅等又は複合建築物(住戸の数が一のものを除く。)の住宅部分の共用部分について計画変更認定を受ける場合(知事が定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合以外の場合に限る。)における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認

定申請手数料の額は、表の第三号の規定により算定した額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区	分	金額
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合		十万三千円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合		十三万円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合		十六万八千円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合		二十四万円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合		二十九万五千円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合		三十四万九千円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合		三十九万八千円

六 共同住宅等又は複合建築物（住戸の数が一のものを除く。）の住宅部分の共用部分について軽微変更該当証明書の交付を受ける場合における建築物エネルギー消費性能確保計画変更軽微変更該当証明書交付手数料の額は、表の第四号の規定により算定した額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区	分	金額
---	---	----

共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	十万三千元
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	十三万円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	十六万八千元
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	二十四万円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	二十九万五千元
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	三十四万九千元
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	三十九万八千元

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県営住宅条例の一部を改正する条例

青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「未満の」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、同項第三号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、同項に次の一号を加える。

四 同居者が入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のみであつて、入居者又は同居者のいずれかが四十歳未満の者である場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十号

青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

青森県建築基準法施行条例（平成十二年十月青森県条例第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第九条の二を第九条とする。

第十二条第一項第四号中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加え、「第十九条第一項」を「第一百五条の三第一号」に改

める。

第十四条第一項中「第九条の二」を「第九条」に改める。

別表中「第九条」を「第八条」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和六年政令第七十二号）第二条の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十三条第一項の表の（二）に該当する建築物について、建築基準法施行令第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件等の一部を改正する告示（令和六年五月三十一日国土交通省告示第四百四十七号）附則第四条第二項の規定を適用する場合においては、改正前の青森県建築基準法施行条例第八条の規定は、なおその効力を有する。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十一号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第一条 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第六条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に、「第八条第一項ただし書に規定する行政職九級以上職員等」を「第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同条例第八条第一項ただし書の人事委員会規則で定める職員」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条の三第一号中「除き、地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))にあつては、第七条の二の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る」を「除く」に改め、同条第二号中「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」を削り、「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第七条の二第二項中「職員の給与に関する条例の適用を受ける者その他の管理者が定める者であつた者から引き続き職員となり、これ」を「新たに職員となつたこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。)」を削る。

第十四条の二中「以下」を「第二十条第二項において」に改め、同条第二号中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加える。

第十六条の二を削る。

第二十条第一項中「、第九条から第十条まで」を削り、「規定は、」の下に「地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する」を加え、同条第二項中「、第十一条」を「及び第十一条」に改め、「及び第十六条」を削り、同条第三項中「職員（」の下に「同条第三項に規定する」を加える。

（青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第三項中「改正後の条例」を「改正後の青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第四項中「、第九条から第十条まで」を削り、「規定は、」の下に「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号）附則第二十六項に規定する」を加え、同項を附則第三項とする。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第六条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、職務の級が職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三月青森県条例第八号）附則第四項の規定により読み替えて適用される職員の給与に関する条例第八条第一項ただし書の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規

則で定める職員に相当する職員として管理者が定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度心身障がい者」とあるのは

「五 重度心身障がい者」

六 配偶者（届出

い者

をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」とする。

3 改正後の条例第七条の二第二項の規定は、施行日前に新たに職員となった者にも適用する。

4 施行日以後に新たに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号）附則第二十六項に規定する暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第九条の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同項に規定する公署の移転があつた再任用職員について適用する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十二号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「の小学部、中学部若しくは高等部」を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十三号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「二、一八七人」を「二、一七三人」に、「二、二四六人」を「二、二三二人」に改め、「中学校」の下に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加え、「二、九五六人」を「二、九六二人」に改め、「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加え、「四、五七四人」を「四、五一五人」に、「一一、一四九人」を「一一、〇六八人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十四号

青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例

青森県三内丸山遺跡センター条例（平成三十年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表（備考を除く。）を次のように改める。

特別の展示の観覧	区分		金額（一回につき）
	常設の展示の観覧	個人（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。） 団体（二十人以上のものに限る。）	
		知事がその都度定める額	

別表第一号の表の備考中2を3とし、1を2とし、同備考に1として次のように加える。

- 1 この表において「学生」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校
の学生をいう。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に改正前の青森県三内丸山遺跡センター条例別表第一号に定める常設の展示の観覧に係る使用料を納入している者が同日以後に当該納入に係る施設の使用をする場合の当該施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十五号

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例（昭和四十六年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県自動車保管場所証明手数料徴収条例

第一条第一項中「。以下「法」という。」を削り、同条第二項を削る。

第二条中「法」を「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第四条第一項ただし書に規定する通知を行わせようとする者に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭